

# CLAIR REPORT No. 367

## 韓国における多文化政策の取組み

Clair Report No. 367(October 28 , 2011)

(財)自治体国際化協会 ソウル事務所



財団法人自治体国際化協会

CLAIR

## 「CLAIR REPORT」の発刊について

当協会では、調査事業の一環として、海外各地域の地方行財政事情、開発事例等、様々な領域にわたる海外の情報を分野別にまとめた調査誌「CLAIR REPORT」シリーズを刊行しております。

このシリーズは、地方自治行政の参考に資するため、関係の方々に地方行財政に係わる様々な海外の情報を紹介することを目的としております。

内容につきましては、今後とも一層の改善を重ねてまいりたいと存じますので、ご指摘・ご教示を賜れば幸いに存じます。

本誌からの無断転載はご遠慮ください。

問い合わせ先

〒102-0083 東京都千代田区麹町 1-7 相互半蔵門ビル

(財)自治体国際化協会 総務部 企画調査課

TEL: 03-5213-1722

FAX: 03-5213-1741

E-Mail: [webmaster@clair.or.jp](mailto:webmaster@clair.or.jp)

## 目 次

はじめに

概要

第1章 韓国内居住外国人の現況	1
第1節 外国人住民の現況	1
第2節 国籍別現況	2
第3節 地域別現況	2
第4節 人口対比	3
第5節 支援機関・団体现況	4
第2章 結婚移民者	5
第1節 結婚移民者の現況	5
第2節 結婚移民者の定着上の問題点	9
第3節 結婚移民者支援の必要性	10
第3章 政府の外国人政策	11
第1節 外国人政策の沿革	11
第2節 政府の外国人政策	14
第4章 地方自治体の外国人政策	28
第1節 京畿道・安山市（安山市外国人住民センター）	28
第2節 仁川広域市	34
第3節 慶尚北道	38
第5章 多文化家族支援センター等の事業	45
第1節 達西区多文化家族支援センター（大邱広域市）	45
第2節 亀尾市多文化家族支援センター（慶尚北道亀尾市）	48
第3節 城東外国人労働支援センター（ソウル特別市城東区）	51
おわりに	55

【参考資料】 外国人住民現況統計 自治体別資格別現況  
外国人住民現況統計 国籍別

【参考文献】

はじめに

2009年8月、行政安全部の発表によると、90日以上滞在している韓国国内の外国人住民の数が1,106,884人（2009年5月現在）になり、初めて100万人を超えたとのことである。これは、韓国国内の住民登録人口49,593,665人の2.2%に該当し、2006年同時期の536,627人に比べ2倍以上に増加している。

1980年代、韓国はドイツや中東諸国に国内の労働者を送り出していた「送出国」だったが、その後の急速な経済発展と民主化を経て、徐々に外国人労働者の「受入国」になっていった。1993年には、労働力不足に対応するために、日本の研修・技能実習制度に類似した「外国人産業研修・研修就業制度」が始まり、2004年からは単純技能労働者を受け入れるための「雇用許可制」という新しい枠組みの制度を開始し、多くの外国人労働者を受け入れてきた。

また2000年代になると、国際結婚を通じた結婚移民者が急激に増加し始め、2009年の韓国国内の婚姻件数309,759件のうち外国人との婚姻は33,300件で、10.8%を占めている。特に、農漁村地域の農林漁業従事者の男性が外国人女性と婚姻している割合は38.7%にも達する（統計庁）。外国人の国籍も多様化しているが、中国（朝鮮族含む）、ベトナム、フィリピン、タイなど東南アジアの女性が多くを占め、これら国際結婚の急増は、これまで韓国社会があまり経験したことのない新たな課題をつきつけている。

このように多人種・多文化社会に急速に変貌を遂げようとしている韓国社会において、韓国政府は外国人の人権保障と多文化主義をモットーとする統合政策へ外国人政策の大転換を始めている。2006年に大統領主催の「第1回外国人政策委員会」を開催し、「外国人政策の基本方向及び推進体系」を樹立し、2007年に「在韓外国人処遇基本法」が、2008年には「多文化家族支援法」が制定された。

2005年に1.08という世界最低レベルの合計特殊出生率を記録し、2018年には高齢社会に突入すると予測されるなど、急速な勢いで少子高齢化が進む韓国では、将来の産業人口を確保するために、外国人政策は将来の社会存立に重大な意味を持つと考えられている。

本レポートでは、最近急増している結婚移民者を中心とした在韓外国人の現状と、政府の外国人政策、そして、地方自治体等での取り組みについて紹介したい。

なお、本レポートを作成するに当たっては、韓国地方行政研究院(KRILA)を始めとして、各地方自治体等から資料の提供や照会等、多大な協力をいただいた。この場を借りて感謝を申し上げたい。

(財)自治体国際化協会 ソウル事務所長

## 概要

1980年代中盤以降、韓国に流入する外国人が本格的に増え始めた。1986年にアジア競技大会、1988年にはソウルオリンピックが開催され、これは、アジアの開発途上国であった韓国が豊かな近代国家であるという認識を世界の人々に与える大きなきっかけとなった。また、1987年の民主化宣言以降、労働運動が急速に活発化し、韓国内の労働者の賃金は急激に上昇し、その結果、韓国人労働者はきつい劣悪な労働（3K）を避けるようになっていった。この頃、ソウルの江南ではフィリピン出身の家政婦が仕事を始めるようになり、その後中国から朝鮮族が韓国で働くようになったことで、韓国は労働力輸出国から労働力輸入国に変わり始めたと言われる。

その一方で2000年代に入ると、国際結婚による結婚移民者らの比率が増加し始める。国際結婚の急増には、様々な要因が考えられるが、その一つとして、韓国では女性の社会進出に伴って、教育及び就職先を求めて都市部へ出て行く女性が多く、農村地域で第一次産業に従事する男性の「嫁不足」が発生している。さらに、東南アジアを中心とする発展途上国の女性は、国際結婚を社会的上昇の機会とみなし、経済的に発展した韓国をその対象とするようになり、両者の利害関係が一致することで国際結婚が増加するという結果になっている。

ところが近年、このように国際結婚が増加することによって、偏見や差別、家庭内暴力を始め様々なトラブルが韓国でも社会問題になるようになり、韓国政府がその対策、支援に乗り出したところである。

第1章では、韓国における外国人住民の統計的現況を、国籍別、地域別、人口対比別に取り上げ、また、支援機関等の現況について紹介する。

第2章では、外国人住民の中でも急激に増加している結婚移民者を取り上げ、その現況と婚姻状況について紹介する。特に農漁村地域においては、農林漁業に従事する韓国男性のうち38.7%が外国人と結婚しているという結果が出ている。また、結婚移民者が韓国社会に定着する上で抱えている問題について着目し、国レベルでの支援の必要性について言及する。

第3章では、結婚移民者を中心とする韓国政府各部署の政策をその沿革を含めて紹介する。

第4章では、地方自治体の取組みの中で優秀事例とされている京畿道安山市、仁川広域市、慶尚北道について紹介する。

第5章では、多文化政策の実施機関である多文化家族支援センター等を取り上げ、その事業内容について紹介する。

## 第1章 韓国内居住外国人の現況

### 第1節 外国人住民<sup>1</sup>の現況

韓国社会が民主化され、経済的に急速な成長を遂げた 1980 年代中盤以降、外国人らの国内流入が本格的に形成された。

行政安全部の統計によると、90 日を超えて滞在している外国人住民の数は、2009 年 5 月現在、1,106,884 人で、韓国国内の住民登録人口 49,593,665 人の 2.2%（人口対比<sup>2</sup>）に該当する。2008 年 891,341 人より 215,543 人増加し、初めて 100 万人を突破した（ただし、2009 年には、2008 年には含まれない国内居所申告在外韓国人（43,703 人）を含む。）。

<表1 外国人住民数年度別推移>

毎年5月1日基準

	2006年	2007年	2008年	2009年
外国人住民	536,627人	722,686人	891,341人	1,106,884人
前年度比	-	+34.7%	+23.3%	+24.2%

（行政安全部「2009年地方自治体外国人住民現況」調査結果）

内訳（次頁グラフ1）をみると、韓国国籍を持たない者は 925,470 人で、全体の 83.6%に該当する。そのうち外国人労働者は 575,657 人で全体の 52.0%、結婚移民者<sup>3</sup>は 125,673 人で全体の 11.4%、その他には、留学生が 77,322 人で 7.0%、在外同胞<sup>4</sup>は 43,703 人で 3.9%、その他外国人（商社駐在員など）は 103,115 人で 9.3%である。

また、韓国国籍取得者は 73,725 人で全体の 6.7%、そのうち婚姻帰化者は 41,417 人で全体の 3.7%、その他事由での国籍取得者は、32,308 人で全体の 2.9%に該当する。

外国人住民の子女は、107,689 人で全体の 9.7%に該当する。

<sup>1</sup> 「外国人住民」：①韓国国籍を持たない者(90日以上在留者)・・・外国人勤労者、結婚移民者、留学生、在外同胞、その他外国人※在外同胞は国内居所申告者に限る②韓国国籍取得者・・・婚姻帰化者、その他理由の帰化者③外国人住民の子供・・・外国人の両親、外国人と韓国人の両親、韓国国籍取得者の両親（韓国政府の調査では、韓国入国後に韓国国籍を取得した者についても外国人住民と区分している。）

<sup>2</sup> 「人口対比」：外国人住民数／韓国住民登録人口。日本における外国人比率の算出方法と異なり、母数に外国人住民を含めないため、総人口に占める外国人の比率ではない。

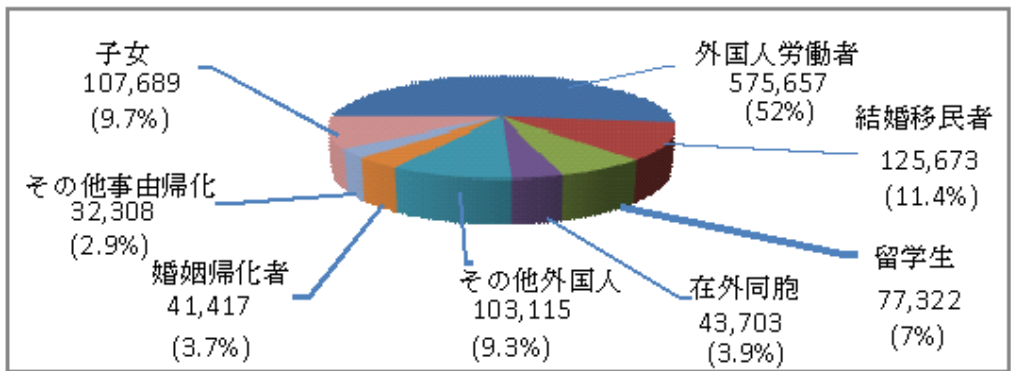
<sup>3</sup> 「結婚移民者」：大韓民国国民と婚姻したことがある、又は婚姻関係にある在韓外国人（在韓外国人処遇基本法第2条）

<sup>4</sup> 「在外同胞」とは、次のいずれかに該当する者をいう。（在外同胞の出入国及び法的地位に関する法律第2条）

1. 大韓民国の国民であって外国の永住権を取得した者又は永住する目的で外国に居住している者（在外国民）

2. 大韓民国の国籍を保有していた者又はその直系卑属であって外国国籍を取得した者のうち大統領令が定める者（外国国籍同胞）

<グラフ1 外国人住民内訳>



### 第2節 国籍別現況

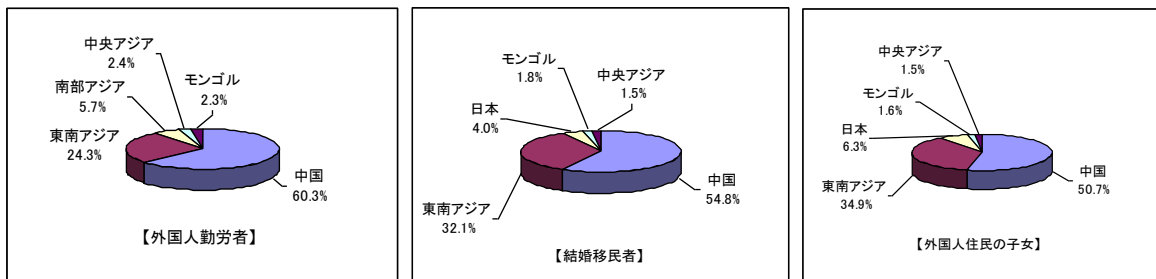
国籍別の内訳を見ると、中国国籍者（朝鮮族 443,836 人含む）が 624,994 人で外国人住民全体の 56.5%、東南アジアは 235,077 人で 21.2%、米国 59,876 人で 5.4%、南部アジア 43,296 人で 3.9%、日本 26,524 人で 2.4%、台湾とモンゴルそれぞれ 2.1%、中央アジア 1.8%の順である。

また、類型別国籍分布（グラフ2）をみると、外国人労働者（575,657 人）のうち、中国（朝鮮族含む）60.3%（347,081 人）、東南アジア 24.3%（140,007 人）、南部アジア 5.7%（32,810 人）、中央アジア 2.4%（14,002 人）、モンゴル 2.3%（13,276 人）の順で、中国と東南アジア国籍者が多数を占める。なお、性別では、男性が 67.1%と多数だが、中国の場合は女性が 44.1%で相当な比重を占める。

結婚移民者（125,673 人）については、中国（朝鮮族含む）54.8%（68,843 人）、東南アジア 32.1%（40,380 人）、日本 4.0%（5,050 人）、モンゴル 1.8%（2,309 人）、中央アジア 1.5%（1,908 人）の順で、中国と東南アジア国籍者が多数を占める。性別では、女性が 87.9%で大多数である。

外国人住民の子女については、中国（朝鮮族含む）50.7%（54,601 人）、東南アジア 34.9%（37,547 人）、日本 6.3%（6,838 人）、モンゴル 1.6%（1,681 人）、中央アジア 1.5%（1,604 人）の順で、中国と東南アジア出身の両親からの子供が多数を占める。

<グラフ2 外国人労働者、結婚移民者、外国人住民の子女分布>

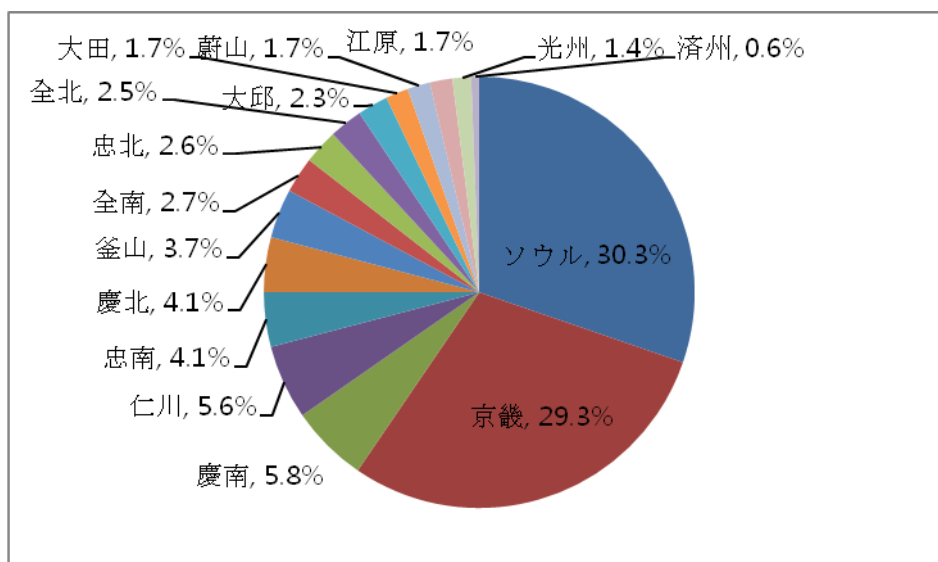


### 第3節 地域別現況

外国人住民全体（1,106,884 人）では首都圏（ソウル特別市・京畿道・仁川広域市）に

65.1%が居住しており、特にソウルに最も多く居住（334,910 人、30.3%）している。これは、企業、公団、大学などが多い首都圏を好んで住む人が多いためと考えられる。

<グラフ3 市道別外国人住民比率>



外国人労働者（575,657 人）については、京畿道 35.7%（205,239 人）、ソウル特別市 29.6%（170,385 人）、慶尚南道 6.6%（38,034 人）、仁川広域市 5.7%（32,758 人）、忠清南道 3.8%（22,076 人）の順であり、首都圏に集中（70.9%）している。

また結婚移民者及び国籍取得者は、ソウル特別市 28.7%（57,281 人）、京畿道 27.1%（53,998 人）、仁川広域市 6.0%（11,872 人）、慶尚南道（5.1%（10,107 人）、忠清南道 4.3%（8,614 人）の順であり、首都圏居住者が 61.8%と同様に比重が高い。

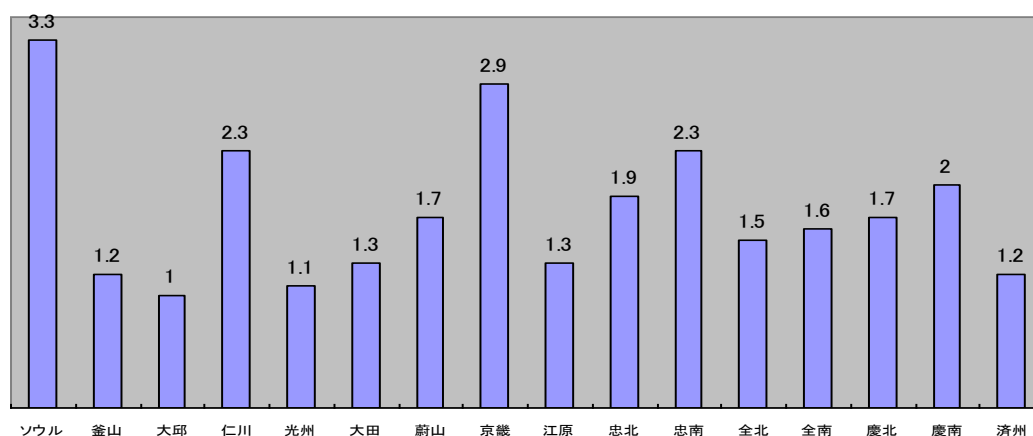
#### 第4節 人口対比

2009 年 5 月 1 日現在、韓国の住民登録人口が 49,593,665 人で、そのうち外国人住民は 1,106,684 人の 2.2%に該当する。（2008 年 1.8%、2007 年 1.5%、2006 年 1.1%）

ソウル特別市 3.3%、京畿道 2.9%、仁川広域市 2.3%、忠清南道 2.3%の順で、これら 4 つの市道が平均人数を上回っている。



<グラフ4 人口対比 市道別外国人住民比率（％）>



### 第5節 支援機関・団体现況

2009年の韓国内の外国人住民の支援機関・団体は743で、2008年に比べて179増加している。

公共機関としては、多文化家族支援センター、外国人労働者センター、国際交流財団、総合社会福祉館、雇用支援センターなどで、宗教団体は、教会などの布教センター、仏教、カトリックなど、純粋な民間の機関としては、外国人労働者相談所、憩いの場、移住女性人権センターなどがある。

自治体別では、外国人住民を支援する宗教・民間団体が1つ以上ある基礎自治体は、232自治体（市郡区）中、131（56.5%）であり、30（12.9%）の地方自治体は民間・公共の支援団体が無いということが調査で明らかになっている。

<表2 支援主体別外国人支援機関・団体数>

計	公共機関	宗教団体	民間団体
743	304	87	352

## 第2章 結婚移民者

1980年代中盤以降、外国人らの国内流入が本格的になり、当時は外国人労働者の流入が多かったが、2000年代に入ると、徐々に国際結婚を通じた結婚移民者の比率が増加し始めた。

結婚移民者は、一次的に韓国に在留する労働者等とは異なり、結婚を通して韓国に永久に帰化し、韓国国民になるために韓国に在留する外国人が大部分であり、生まれる子供も含めて将来において韓国社会の一員となる人々である。さらに日本以上に少子化が進む韓国では、将来の労働力不足は避けられず、彼らを韓国社会へ受け入れ、韓国社会に定着させることが、将来における韓国の存立にも関わる重要な意味があると考えられる。

この章では、最近急増する結婚移民者の現況と、彼らが抱える問題点及び支援の必要性について言及する。

### 第1節 結婚移民者の現況

帰化した者を含んだ結婚移民者の数は、2002年には34,000人程度だったが、2009年5月には167,090人と外国人全体の15%を占めるようになった。また結婚移民者中の女性が占める比率は約88%で、国籍別に見ると、朝鮮族を含んだ中国国籍者とフィリピン、ベトナム、タイなどの東南アジア出身が多数で、旧ソ連地域の国家出身もまた増えている。

#### 1 韓国内の婚姻現況

統計庁が調査した婚姻件数（次頁表3）によると、2009年1年間の韓国国内全体の婚姻は309,759件で、そのうち外国人との婚姻は33,300件（10.8%）を占める。2000年の11,605件より3倍程度増加しており、2004年以降は、外国人との婚姻が全体の10%以上の割合で推移している。

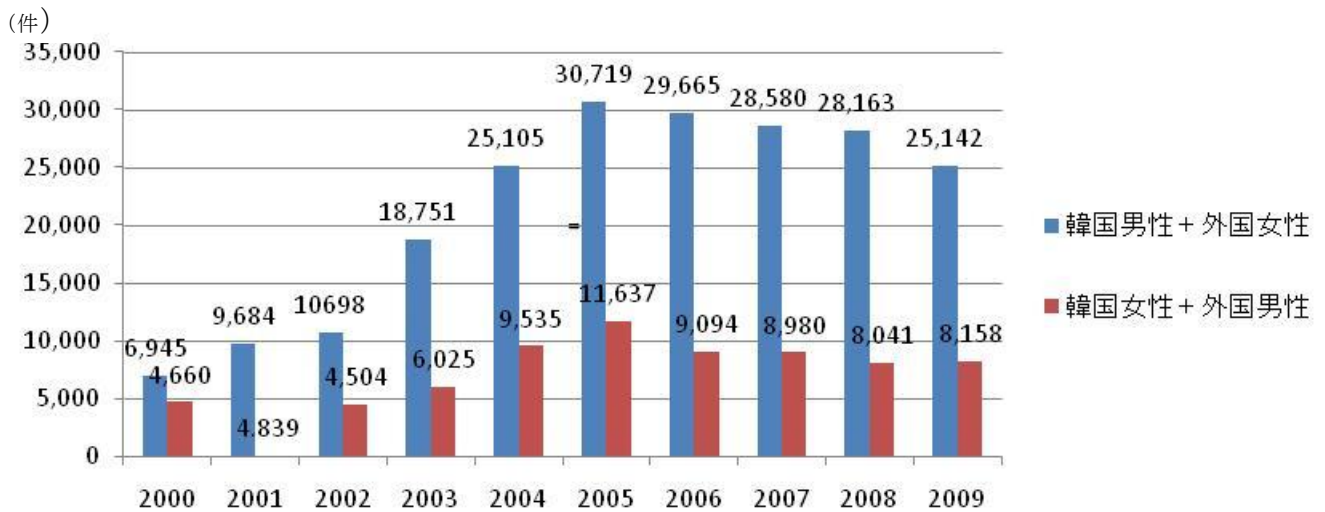
＜表3 外国人との婚姻＞

(単位：件、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
総婚姻件数	332,090	318,407	304,877	302,598	308,598	314,304	330,634	343,559	327,715	309,759
外国人との婚姻	11,605	14,523	15,202	24,776	34,640	42,356	38,759	37,560	36,204	33,300
総婚姻件数対比構成比	3.5	4.6	5.0	8.2	11.2	13.5	11.7	10.9	11.0	10.8
増減	1,782	2,918	679	9,574	9,864	7,716	-3,597	-1,199	-1,356	-2,904
増減率	18.1	25.1	4.7	63.0	39.8	22.3	-8.5	-3.1	-3.6	-8.0
韓国男性+外国女性	6,945	9,684	10,698	18,751	25,105	30,719	29,665	28,580	28,163	25,142
増減率	29.3	39.4	10.5	75.3	33.9	22.4	-3.4	-3.7	-1.5	-10.7
韓国女性+外国男性	4,660	4,839	4,504	6,025	9,535	11,637	9,094	8,980	8,041	8,158
増減率	4.6	3.8	-6.9	33.8	58.3	22.0	-21.9	-1.3	-10.5	1.5

(統計庁)

＜グラフ5 外国人との婚姻推移＞



## 2 国籍別婚姻現況

2009年、韓国男性と外国人女性との婚姻は25,142件で、中国11,364件(45.2%)、ベトナム7,249件(28.8%)、フィリピン1,643件(6.5%)の順であり、3カ国が占める比率は80.6%で大部分を占める。また、カンボジア女性との婚姻については、2007年に急に増加し2008年に大きく減少しているが、これはカンボジア政府の国際結婚への規制強化<sup>5</sup>が影響している。

また、韓国女性と外国男性との婚姻は、8,158件で、中国2,617件(32.1%)、日本2,422件(29.7%)、アメリカ1,312件(16.1%)の順である。

<sup>5</sup> 【海外の結婚中止措置事例】 第2節 (P9) 脚注7参照

<表4 国籍別外国人との婚姻>

(単位：件、%)

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	構成比	前年対比 増減率
韓国男性+ 外国女性	6,945	9,684	10,698	18,751	25,105	30,719	29,665	28,580	28,163	<b>25,142</b>	<b>100.0</b>	<b>-10.7</b>
中国	3,566	6,977	7,023	13,347	18,489	20,582	14,566	14,484	13,203	<b>11,364</b>	45.2	-13.9
ベトナム	77	134	474	1,402	2,461	5,822	10,128	6,610	8,282	<b>7,249</b>	28.8	-12.5
フィリピン	1,174	502	838	928	947	980	1,117	1,497	1,857	<b>1,643</b>	6.5	-11.5
日本	819	701	690	844	809	883	1,045	1,206	1,162	<b>1,140</b>	4.5	-1.9
カンボジア	1	2	2	19	72	157	394	1,804	659	<b>851</b>	3.4	29.1
タイ	240	182	327	345	324	266	271	524	633	<b>496</b>	2.0	-17.2
アメリカ	231	262	267	322	341	285	331	376	344	<b>416</b>	1.7	11.4
モンゴル	64	118	194	320	504	561	594	745	521	<b>386</b>	1.5	-25.9
ウズベキスタン	43	66	183	328	247	332	314	351	492	<b>365</b>	1.5	-25.8
ネパール	2	2	21	22	32	16	33	82	159	<b>316</b>	1.3	98.7
ロシア	70	155	236	297	315	234	203	152	110	<b>139</b>	0.6	26.4
他	658	583	443	577	564	601	669	749	741	<b>777</b>	3.1	4.9
韓国女性+ 外国男性	4,660	4,839	4,504	6,025	9,535	11,637	9,094	8,980	8,041	<b>8,158</b>	100.0	1.5
日本	2,630	2,664	2,032	2,250	3,118	3,423	3,412	3,349	2,743	<b>2,422</b>	32.1	-4.6
中国	210	222	263	1,190	3,618	5,037	2,589	2,486	2,101	<b>2,617</b>	29.7	-15.3
アメリカ	1,084	1,113	1,204	1,222	1,332	1,392	1,443	1,334	1,347	<b>1,312</b>	16.1	-2.6
カナダ	150	164	172	219	227	283	307	374	371	<b>332</b>	4.1	-10.5
英国	64	69	86	88	120	104	136	125	144	<b>166</b>	2.0	15.3
豪州	78	78	90	109	132	101	137	158	164	<b>159</b>	1.9	-3.0
ドイツ	82	94	81	94	109	85	126	98	115	<b>110</b>	1.3	-4.3
パキスタン	36	63	126	130	100	219	150	134	117	<b>104</b>	1.3	-11.1
他	326	372	450	723	779	993	794	922	939	<b>936</b>	11.5	-0.3

(統計庁)

### 3 農林漁業従事男性と外国人女性との婚姻現況

調査によると、農漁村地域における外国人女性との婚姻比率(12.9%)は都市地域(7.2%)よりも高いという結果が現われている。

韓国人男性と外国人女性との婚姻は、都市部である特別市・広域市よりも、農漁村地域を含む道地域の占める比率が高く、2009年韓国内で婚姻した農林漁業に従事する韓国人男性5,640人中、35.2%に該当する1,987人が外国人女性と婚姻しており、

そのうち農漁村地域の農林漁業従事者に限っては、38.7%とさらに高い数値になっている（表5）。なお、外国人女性の国籍別人数は、ベトナム、中国、カンボジアの順である（表6）。

<表5 農漁村地域（邑、面<sup>6</sup>）と都市地域（洞）の婚姻>

（単位：件、%）

		婚姻件数 (A)	韓国男性と外国女性との婚姻（①）		農林漁業従事男性の婚姻（②）		農林漁業従事男性の婚姻②のうち外国女性との婚姻	
			件数(B)	構成比(B/A)	件数(C)	構成比(C/A)	件数(D)	構成比(D/C)
2008年	計*	327,715	28,163	8.6	6,458	2.0	2,472	38.3
	洞	262,357	19,893	7.6	1,499	0.6	434	29.0
	邑・面	57,035	7,853	13.8	4,959	8.7	2,038	41.1
2009年	計*	309,759	25,142	8.1	5,640	1.8	1,987	35.2
	洞	248,050	17,846	7.2	1,295	0.5	307	23.7
	邑・面	52,919	6,839	12.9	4,341	8.2	1,679	38.7

\* 国外及び不詳を含む。

<表6 農林漁業に従事する韓国男性と婚姻した外国女性の国籍別婚姻件数>

国籍	2008					2009				
	計	ベトナム	中国	フィリピン	その他	計	ベトナム	中国	カンボジア	その他
件数	2,472	1,290	673	207	302	1,987	931	523	204	329

（統計庁）

また夫婦の婚姻年齢差（男性が年上）（表7）を見てみると、2009年の韓国男性と外国人女性の夫婦の平均婚姻年齢差は11.1歳で、韓国夫婦の婚姻年齢差（2.2歳）より8.9歳多いという結果になっている。

<表7 夫婦の平均婚姻年齢差>

（単位：歳）

	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009
韓国男性+外国女性	6.9	7.5	7.9	8.3	8.4	9.1	11.6	11.5	11.8	11.1
韓国女性+外国男性	6.6	6.5	5.2	4.0	3.1	2.7	4.1	4.3	4.1	3.7
韓国女性+韓国男性	2.7	2.6	2.6	2.6	2.6	2.5	2.4	2.4	2.3	2.2

<sup>6</sup> 道の下に市・郡が置かれ、市の下に「洞」、郡の下に「邑・面」が置かれている。概ね、「洞」は都市部に、「邑・面」は農漁村地域に置かれている。

## 第2節 結婚移民者の定着上の問題点

近年、結婚移民者数の増加に伴って様々な社会問題が浮き彫りになっている。特に結婚移民者が抱える問題は、様々な要素が複雑に絡み合ってより深刻な問題に発展するケースが多い。最近問題になっているのは、国際結婚仲介業による問題であり、人身売買に近い形の結婚や、虚偽情報、金銭トラブルなどが原因で、家庭内不和や家庭内暴力に発展する場合もある。一方、円満な家庭生活を営む場合であっても、結婚移民者らは異文化の中で新しく生活を始める負担感はもちろん、言葉の壁と経済的な問題、子供の教育と就職、また社会参加についても悩みを抱えている。

まず、結婚移民者にとって最も大きな問題といえるのは言葉である。多くの結婚移民者は、母国で韓国語を習得する時間的、経済的余裕がないまま韓国にやってくるため、ほとんどの場合韓国語を話すことができない。言葉は短期間に習得することが難しいため、日常生活を送る上で様々な問題・苦勞が生じる。

2つ目に、子供の教育の問題である。子供は通常母親から言葉を始めた生活習慣を教わって成長していくが、母親の韓国語が不十分な場合、子供は成長過程で韓国語を十分に学ぶことができない。子供は韓国語が不十分のまま小学校にあがると、言葉が原因で学校の勉強についていけなくなる。通常、学業の不振を両親が家庭でサポートできる場合もあるが、結婚移民者の場合、言葉や文化の理解度が低いためにそれも難しい状況である。また、結婚移民者の家庭は経済的に豊かとはいえない場合が多いため、子供を塾に通わせる余裕がなく、さらに、言葉や子供・母親の皮膚の色によって友人からからかわれたり、いじめられたりして学校生活に適應できず、社会から逸脱してしまうケースも発生している。

3つ目に、家庭内暴力及び家庭内不和である。特に、国際結婚が商業的な利潤の追求手段として悪用され、国家イメージ失墜などの社会問題にまで発展するケースが発生している。人身売買と疑われるようなケースや虚偽情報、金銭トラブルなど、これらが原因で家庭内不和や家庭内暴力に発展する場合がある。国際結婚の離婚件数は8,828件（2007年全体の離婚の7.1%）で、結婚前の夫の情報が事実と異なる場合や、2008年3月に起きたベトナム新婦の自殺などが社会問題になり、海外で韓国人との結婚中止措置などを取る国の事例もある<sup>7</sup>。しかし結婚移民者にとっては、国籍や永住権を取得する前に結婚生活に問題があれば、韓国での在留自体に問題が生じるため、どんなつらい状況にも耐えるしかないという現実もある。また、外国人女性と結婚する韓国の男性の多くは、経済的に脆弱なため、妻が家計を支えるために仕事をしなければならない場合も多く、その際に経験する社会の偏見と言葉の問題により、結婚移民女性は社会的に弱者に立たされ、精神的な負担から家庭内での問題に発展するケースもある。

<sup>7</sup> 【海外の結婚中止措置事例】保健福祉家族部資料より

・カンボジアは、カンボジア女性と韓国人男性間の国際結婚が迂回的な人身売買に値するとして、政府が関連規程を制定・施行するまで国際結婚暫定中断措置を取っている（2008年3月）。

・駐韓国フィリピン大使館は、「韓国人との国際結婚は推薦するだけのことはない」とし、フィリピン外交部は「フィリピンの女性が韓国人との結婚を避けることができないならば、格別の注意を注がなければならない」と言及している（差別是正委員会、ベトナム・フィリピン 実態調査、2005）。

4つ目に、結婚移民者に対する社会的偏見の問題である。特に、韓国よりも経済的に遅れているとされる地域や国の出身である結婚移民者に対しては、社会的差別が公然と形成されているのが現実である。最近では、外国人及び結婚移民者に対する人権保護などが社会的に注目され認識されつつあるが、相変わらず結婚移民者に対する偏見があるのも事実である。

5つ目に、結婚移民者に対する支援が不十分なことである。結婚移民者が急増し韓国社会が多文化社会に突入したと言われているが、まだ多文化主義や多文化政策が韓国社会の統合と秩序維持のための重要な政策的手段だと認識されるには至っていなかった。政府は、長期的なビジョンと目的に対する明確な政策方向を定めることができず、単に社会的弱者に対する政策的な配慮のレベルで対応しているに留まっていた。そして、このような支援政策に対する将来的な展望が不十分な中で各行政部署が支援プログラムの量産をして、事業の重複が発生し、各部署間相互の協力体系が構成されないために、費用の浪費はもちろん、事業の効率性も落ちるなどの問題が発生しているのが現実である。

### 第3節 結婚移民者支援の必要性

2000年以降急激に増加している結婚移民者に対する国民の意識は、現在でもまだ大きく変化しているとはいえない。実際に彼らが占める比率が、全体に比べるとわずかであり、まだ深刻な社会問題にまで発展していないためだと考えられる。

しかし今日、グローバル化の時代にあって、物的交流はもちろんのこと、人的交流、情報・通信化時代に文化的交流の影響力が大きいことは明らかである。例を挙げると最近日本や中国を中心とした北東アジアはもちろんベトナム、タイなどにまで広がっている韓流ブームは、韓国に対する国家イメージの向上にもつながっている。

このようなグローバル化の影響等により、国際結婚等を通じて、長期的又は永久的に定住する外国人が増えるなど、彼らの在留類型も多様化してきている。このため、彼らの韓国社会への適応と子供らに対する社会的差別と偏見による社会的葛藤の問題を解消するための政策が必要になってきている。

また韓国は日本と同様に、少子高齢化が急速に進展しており、将来の労働力不足は避けられない状況である。政府は、このような状況を打開するためのひとつの方法として、外国人労働者や結婚移民者を受け入れ、韓国社会への統合、そして多文化共生に向けて取り組みを始めたところである。

## 第3章 政府の外国人政策

### 第1節 外国人政策の沿革

#### 1 外国人政策委員会発足

2005年12月8日、盧武鉉大統領が「人権保護の側面から外国人問題関連の改善対策及び推進体系を定めるよう」法務部に指示し、同月12日、出入国管理局長をチーム長としてタスクフォースが構成された。2006年1月6日から市民団体、学会、関係部署等と5回にわたる会議を通じて「外国人政策基本方向及び推進体系（案）」が策定された。

この会議の中で、総括推進機構及び外国人政策委員会の設置について議論がなされ、2006年5月22日「外国人政策委員会規程（大統領訓令171号。以下「規程」という。）」が発令された。

外国人政策委員会は、外国人（出入国管理法第2条第2号の外国人をいう。以下同じ）に関する重要政策を審議調整するために国務総理所属下に設置（規程第1条）され、国務総理を委員長とし、財政経済部長官<sup>8</sup>、教育人的資源部長官、外交通商部長官、法務部長官、行政自治部長官、文化観光部長官、農林部長官、産業資源部長官、保健福祉部長官、労働部長官、女性家族部長官、建設交通部長官、海洋水産部長官、企画予算処長官、国務調整室長、国政広報処長、中小企業庁長及び外国人政策に関して学識と経験が豊富な者の中から委員長が委嘱する者が委員となる（規程第3条）。

審議・調整する内容（規程第2条）は、次のとおりである。

1. 外国人政策に関する基本方向と推進体系の樹立に関する事項
2. 韓国に在留している外国人の権益増進及び社会統合に関する事項
3. 外国人政策に関する推進状況の評価に関する事項
4. その他、外国人政策に関して委員長が付議した事項

委員長は、委員会の会議を招集してその議長となり、定期会議を年に1回招集することが原則となっている（規程第6条）。

#### 2 第1回外国人政策委員会

政府は、国務総理室の傘下に直属の「外国人政策委員会」を構成して、2006年5月26日大統領府において、委員長である国務総理を始めとした17の関係部署の長官と民間委員7人など全24人の委員が参加した中で、大統領主催の第1回外国人政策委員会が開催された。

この会議では、当時1.7%の外国人人口時代に突入した韓国の社会環境変化の重要

---

<sup>8</sup> 2008年2月の部署再編により、「企画財政副長官、教育科学技術部長官、外交通商部長官、法務部長官、行政安全部長官、文化体育館観光部長官、農林水産食品部長官、知識経済部長官、保健福祉家族部長官、労働部長官、女性部長官、国土海洋部長官」（在韓外国人処遇基本法施行令第7条第1項、2008年2月29日改正）となる。その後、2010年3月、保健福祉家族部の所管事務の一部（青少年・家族）を女性部に移管したのに伴い、保健福祉家族部を保健福祉部、女性部を女性家族部に再改編されたが、本レポートでは、一部を除いて2008年2月時点の部署再編後の名称に統一して記載する。



性を認識して、外国人と共に暮らす開かれた社会の実現のために「外国人政策基本方向及び推進体系」が樹立された。ここで大きく3つの意義があったことを韓国政府は強調している。

第1に、国際結婚の増加や少子高齢化など社会環境の変化に応じた外国人政策の基本方針を確立したことである。第2に、これまで政策の優先順位への考慮もなく、部署の縦割りの中で行われてきた外国人関連政策を総合的に推進する準備ができたこと。第3に外国人の人権尊重と社会統合及び優秀な外国人の誘致と支援を外国政策の主要目標として設定し、多文化社会に対する理解増進と国家発展の転機とする準備ができたことである。

同会議以後、法務部を中心とした関係部署は次々と外国人政策を推進し、2007年4月27日には「在韓外国人処遇基本法」が国会を通過した（同年5月17日公布、7月18日施行）。この法律は、「在韓外国人が韓国社会に適応して個人の能力を十分に発揮できるようにし、国民と外国人が相互に理解し尊重する社会環境をつくり、韓国の発展と社会統合に貢献すること」（第1条）を目的としている。

### 3 第2回外国人政策委員会

2007年10月25日、第2回外国人政策会議が開催された。

この会議では、同年7月に施行された「在韓外国人処遇基本法」に伴う、5年単位の外国人政策基本計画樹立を控えて、外国人政策基本方向に対する政府内の認識を共有し、今後重点的に推進しなければならない政策課題について議論した。

一方、今回の会議では、複数（二重）国籍を制限的に許可する問題と移民者の韓国社会適応支援の方向性についても議論が行われた。

### 4 第3回外国人政策委員会

2008年12月17日、第3回外国人政策委員会が開催され、「開放を通じた国家競争力強化」、「人権が尊重される成熟した多文化社会への発展」、「法と原則に伴う在留秩序確立」を外国人政策の基本方向にする「第一次外国人政策基本計画」を審議・確定した。これは、「在韓外国人処遇基本法」第5条に根拠をおいた、最初の5ヵ年国家計画（対象期間：2008年～2012年）である。

また、「外国人と共に暮らす世界一流国家」を外国人政策のビジョンとし、これを達成するために4大政策目標と13の重点課題を策定した。これは、これまで各部署で個別的に推進してきた外国人政策を中長期的観点で総合的・体系的に推進できる基礎を作ったということに意味がある。

《外国人政策のビジョン及び目標》

ビジョン	外国人と共に暮らす世界一流国家
政策目標	1. 積極的な移民の許容を通じた国家競争力の強化
	2. 質の高い社会統合
	3. 秩序ある移民行政の実現
	4. 外国人の人権擁護
重点課題	1-1. 優秀な人材の誘致を通じた成長の確保
	1-2. 国民経済の均衡発展のための人材導入
	1-3. 外国人に便利な生活環境の造成
	2-1. 多文化に対する理解増進
	2-2. 結婚移民者の安定的な定着
	2-3. 移民者児童の健康な成長のための環境づくり
	2-4. 同胞が力を発揮するための環境づくり
	3-1. 外国人の在留秩序の確立
	3-2. 国家安全保障レベルの国境管理及び外国人情報の管理
	3-3. 健全な国民確保のための国籍業務遂行
	4-1. 外国人差別の防止及び権益保護
	4-2. 保護する過程での外国人人権保障
	4-3. 先進的な難民認定・支援システムの構築

## 5 在韓外国人処遇基本法

2006年第1回外国人政策委員会で、「外国人政策基本方向及び推進体系」が樹立され、この中で、外国人政策関連基本法を2006年末までに制定することが明示されていたことから、法務部は、同年9月に「在韓外国人処遇基本法（案）」の公聴会を開催し、基本法関連の海外事例（オランダ、デンマーク、オーストラリア、ドイツ）を参考に計画の検討を行った。

在韓外国人処遇基本法案は、2006年11月に国务会議で議決（日本の閣議決定に相当）され、12月に政府案として国会に上程され、2007年4月27日に国会を通過し、5月17日公布、7月18日に施行されている。主な概要は次のとおりである。

### 第1章 総則

第1章の総則では、この法律の目的、用語の定義等を規定している。

この法律の目的は、在韓外国人に対する処遇などに関する基本的な事項を定めることにより、在韓外国人が韓国社会に適応して個人の能力を十分に発揮し、国民と外国人がお互いを理解して尊重する社会環境を作ることで、国の発展と社会統合に貢献すること（第1条）と規定されている。そして法律の対象となる「在韓外国人」を、韓国に居住する目的を持ち、合法的に在留している者（第2条）とし、基本法案があくまでも正規在留外国人を対象にしていることを明確にしている。また、「結婚移民者」とは、韓国国民と婚姻したことがあり、又は婚姻関係にある在韓外国人（第2条）と定義されている。

## 第2章 外国人政策の策定及び推進体系

法務部長官は関係中央行政機関の長と協議して5年毎に外国人政策に関する基本計画を策定し、所管別に施行計画を策定・施行しなければならない（第5条）と定め、また、外国人政策委員会を置くこと（第8条）もここで定められている。

## 第3章 在韓外国人等の処遇

この章では、国及び地方自治体が在韓外国人等の処遇に関する具体的な施策を講じることができるとする根拠規程を定め、一部の施策については、努力義務も課している。たとえば、外国人の人権擁護は努力義務（第10条）とし、結婚移民者及びその子女に対する保育・教育は支援できる（第12条）とし、行政の施策と予算執行の根拠規程を定めた。この根拠規程の定めにより、これまで国や地方自治体が、関連規程がない、あるいは予算執行の根拠がないといった理由で外国人を対象とする施策に消極的だった状況は解消されると思われる。

## 第4章 国民と在韓外国人が共に暮らす環境の醸成

国と地方自治体が、韓国人と外国人が互いの歴史や文化、制度を理解して尊重するための措置をとるよう努力する（第18条）とした。加えて、多文化の社会環境を形成するために「世界人の日」（毎年5月21日）と「外国人週間」（世界人の日から1週間）も定めている（第19条）。

## 第5章 補則

補則では、外国人に対する行政手続や相談窓口の設置（第20条）、国及び地方自治体の業務の一部を民間等に委託できること（第21条）などが規定されている。

## 第2節 政府の外国人政策

〔政府 多文化家族<sup>9</sup>関連部署別の役割〕

部署	担当課 チーム	対象	主幹業務	主要政策
法務部	外国人 政策課	外国人	外国人 政策総括	・外国人政策総括 ・移民者社会統合政策の原則設定(政策プログラム標準化など) ・移民者の入国・在留・帰化許可など
保健福 祉家族 部	多文化 家族課 <sup>10</sup>	多文化 家族	多文化家族 支援総括	・多文化家族社会統合政策樹立 ・韓国語教育、多国語サービス提供など社会適応支援 ・多文化家族子女養育支援 ・多文化家族支援センター運営・支援 ・国際結婚仲介業管理 及び 結婚予定者事前準備支援

<sup>9</sup> 「多文化家族」とは、韓国国民との結婚により韓国に移住した外国人や韓国に帰化した者、それにその夫婦から生まれた韓国の国籍を有する子どもがいる家庭。（多文化家族支援法第2条より）。

<sup>10</sup> 2010年3月の再改編に伴い、保健福祉家族部多文化家族課は女性家族部に移管され、女性家族部多文化家族課となった。

教育科学技術部	教育福祉政策課	多文化家庭子女及び一般学生	多文化家庭子女学校教育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・多文化教育関連研究・開発推進</li> <li>・多文化家庭学生のための韓国語教材、教師マニュアル、言語-認知診断道具、多文化理解関連コンテンツ開発など</li> <li>・教育大学「多文化教育講座」開設、多文化学習サークル支援</li> <li>・多文化家庭学生のメンタリング</li> <li>・韓国語及び基礎学習支援、体験活動など放課後プログラム支援</li> <li>・多文化家庭学生の両親教育及び子女教育関連情報、相談提供</li> <li>・多文化教育優秀事例発表大会及び教師研修支援</li> <li>・一般学生対象多文化理解教育支援</li> </ul>
行政安全部	自治行政課	外国人	外国人住民地域社会生活定着支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自治体外国住民支援基盤準備</li> <li>・外国人住民集中居住地域生活安定支援</li> <li>・外国人住民生活定着支援教育など</li> </ul>
文化体育観光部	文化芸術教育チーム	外国人、一般国民	多文化性を高める、韓国語教材開発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・韓国語教材作成・普及、専門講師養成など韓国語教育の専門性の向上</li> <li>・多文化社会に対する国民の認識改善及び向上</li> <li>・多文化観点の文化コンテンツ開発</li> </ul>
女性部	権益企画課	結婚移民者	暴力被害移住女性支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・移住女性の人権保護及び自活支援</li> <li>・移住女性緊急支援センター、移住女性憩いの場、移住女性自活空間の場運営、移住女性特化教育訓練課程運営</li> </ul>
労働部	外国人労働者政策課	外国人労働者結婚移民者	就業支援職業相談及び訓練	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚移民者の就職支援、職業相談及び訓練</li> </ul>
農林水産食品部	農村社会女性チーム	結婚移民者	営農教育	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚移民女性農業者営農技術教育</li> </ul>

(国務総理室報道資料 (2009.6.21) )

## 1 法務部

法務部は、原則的に出入国関連業務、国籍取得事業、難民審議業務、外国人保護と不法滞在者の取締りと送出国業務などを担当している。

2007年7月、結婚移民者支援政策の法的な根拠として「在韓外国人処遇基本法」を制定した。この法律は、韓国国内に居住する外国人らに対する行政サービスを強化して、彼らが韓国社会に適応し、ともに暮らしていくための体系的で具体的な法案を含んでいる。これまで政府各部署に分散していた結婚移民者を含む在韓外国人政策を総合的に総括することとし、外国人政策に関する重要事項を審議・調整するために国務総理を委員長にした「外国人政策委員会」を構成した。

2008年12月17日、第3回外国人政策委員会において「第一次外国人政策5ヵ年計画」を確定し、これは、在韓外国人処遇基本法を基に作られた初の5ヵ年国家計画であり、「開放を通じた国の競争力強化」「人権が尊重される成熟した多文化社会への発展」「法と原則に基づく滞在秩序の確立」などが基本方向として設定され、前述の4大政策目標と13大重点課題が作られた。

さらに法務部は特に外国の優秀な人材を誘致するために創業ビザ、求職ビザ、間接投資移民制度を導入して社会・経済・文化など各分野で卓越した能力を保有した外国の優秀な人材に対して、二重国籍を認める方針である。法務部は多文化社会と関連して社会統合

指数開発、社会統合プログラム履修制<sup>11</sup>導入などさまざまな対策を打ち出した。

また、外国人らの権益を保護するために「社会統合政策外国人モニター団」を発足させ、「移住女性自活空間の場」を設置して、被害外国人に対する救済も強化している。一方で、入国審査段階での外国人の指紋情報提出を義務付け、永住資格前置主義を取り入れる予定である。

## 2 保健福祉家族部

政府の多文化家族支援政策が始まったのは、2006年4月「女性結婚家族の社会統合支援対策」を樹立し推進し始めた頃である。2006年からは、政府が支援する多文化家族支援のための専門機関として、結婚移民者家族支援センター<sup>12</sup>を設置・運営し、結婚移民者支援のための各種プログラムが実施された。また、翌年からは訪問形式による韓国語教育や子育て支援事業なども始まった。

2007年12月には、中央部署レベルの多文化家族業務専門担当部署<sup>13</sup>を設立、そのほか2008年6月には、国際結婚仲介業登録制の導入を主な内容とする「結婚仲介業管理に関する法律」が施行され、国際結婚家庭に対する本格的な管理システムが稼働した。また、2008年9月には、多文化家族の暮らしの質の向上とともに、社会統合を目的とする情報提供や社会適応教育など多文化家族支援政策を体系化した「多文化家族支援法」が施行され、多文化家族支援に対する法的根拠を提供することが可能になった。

このような法的・制度的基盤が作られた一方で、多文化家族の子女及び配偶者など、家族全体を対象にした政策は少なく、保健・福祉・家族領域間の連携が不十分であった。このためシナジー効果が弱く、また、多文化家族支援のためのサービス伝達体系がまだ分散的かつ断片的なこともあって、地域別、サービス別に死角地帯が生じているような状況であった。このため、家族・社会の安定的な土台の構築、グローバルな人材の育成というレベルで政策を推進するため、2008年10月30日に、「多文化生涯周期別オーダーメイド型支援強化対策」が発表されることとなった。これは、多文化家族という新たな社会的弱者層に対して生涯のサイクル別に包括的な支援策を構築する一方、従来の保健福祉政策に多文化家族のための支援策を反映・強化したということに重要な意味を持つ。

以下、各制度や法律等について紹介する。

### (1) 結婚仲介業管理制度の概要

最近の結婚文化は核家族化及び個人主義指向が進んだことにより伝統的な紹介文化が衰退し、商業的な結婚仲介サービスを利用する人々が増えている。また自身が望む条件で配偶者を探そうとする消費者の意識変化と、韓国国内では希望する条件が一致せず、海外で配偶者を探そうとする男性の数が増加するなど、世情変化も伴って、商業的形態の専門結婚仲介業が徐々に増加し始めた。しかし、専門の結婚仲介業が増え

<sup>11</sup> 帰化を希望する者が韓国文化・制度など法務部長官が認定する所定の教育課程を履修することで、国籍取得待機期間の短縮等の便宜を受けることができる制度。

<sup>12</sup> 「結婚移民者家族支援センター」は、2008年9月9日に閣僚会議を通じて現在の「多文化家族支援センター」に名称が変更された。

<sup>13</sup> 2008年3月李明博大統領の新政権で組織改編され、保健福祉家族部に新設された多文化家族課。

るにしたがって、これを利用する消費者の被害も増加し、韓国消費者院に受付けされた結婚仲介関連の相談件数も毎年増加する傾向にある<sup>14</sup>。

特に国際結婚仲介業の場合には、標準約款や返済基準も整備されていないため、過大な違約金や相手に対する虚偽・誇張な情報提供はもちろん、人身売買又は人権侵害的なお見合いが社会的な問題になったりしている。結婚仲介業を利用する人の中には、多額の仲介手数料を支払って外国人の花嫁候補を連れてくることから配偶者が夫の所有物という認識を持つ人もあり、また、結婚相手に対して年齢、学歴、経済力等の情報が虚偽又は誇張して提供されたことによって、結婚した後にも相手に対する不信が原因で安定した家庭を維持できなかつたり、家庭内暴力、配偶者の家出、離婚など結婚生活が破綻するなどの事例が発生している。

こうした問題を解決するために、結婚仲介業者に対する管理監督根拠になる実効性のある法的、制度的計画として、2007年12月14日「結婚仲介業の管理に関する法律」が制定・公布され、翌年6月15日施行された。

2007年結婚仲介業に対して管理制度が導入され、国内結婚仲介業は市・郡・区に申告する申告制、国際結婚仲介業については市道に登録する登録制とされた。業を営むためには刑法に違反していない者などの資格制限や義務規程、制裁規程なども設けられた。

## (2) 多文化家族支援法 (2008年3月21日制定)

同法は16か条の本則及び2か条の附則からなる短い法律である。

この法律の目的は、多文化家族の構成員が、安定的な家族生活を営むことができるようにすることで、彼らの生活の質の向上及び社会統合に貢献することを目的とする。

### (第1条)

また、同法で国が支援の対象としている「多文化家族」は、韓国国民との結婚により韓国に移住した外国人や韓国に帰化した者、それにその夫婦から生まれた大韓民国の国籍を有する子どもがいる家庭に限定される(第2条)。すなわち、たとえ「多文化」な家族であっても、韓国以外の異なる国同士の外国人が結婚した家庭に対しては、国としての支援は行わない。あくまでも将来的に韓国国籍を取得する者、韓国国籍の子どもを出産し養育していく家族に対して支援が行われるのである。

国及び地方自治体は、多文化家族の構成員が安定した家庭生活を営むことができるような施策を施行するよう義務付けられる(第3条)。保健福祉家族部長官は、多文化家族の実態を把握して政策策定に活用するために、3年毎の実態調査を行う(第4条)。国及び地方自治体は、多文化家族に対する差別や偏見を予防するために、広報等の必要な措置をとるよう義務付けられる(第5条)。

多文化家族の構成員には、生活情報提供及び教育支援(第6条)、家族相談や夫婦教育等の平等な家族関係のための措置(第7条)、DV(ドメスティック・バイオレンス)等家庭内で発生する暴力の被害者に対する保護及び支援(第8条)、産前産後の

---

<sup>14</sup> 2000年に598件に過ぎなかったが、2007年には1,318件に増加。

健康管理に対する支援（第9条）、児童の保育及び教育への支援（第10条）が行われる。

これらの支援サービスの利用可能性を向上させるため、国及び地方自治体に対して多言語によるサービス提供を行うよう努力規程がおかれた（第11条）。また、国及び地方自治体は、関連業務に従事する公務員に対し、理解の増進と専門性向上のための教育を実施することができる（第13条）。

保健福祉家族部長官は、多文化家族支援センターを指定し、必要な予算を補助することができ（第12条）、国及び地方自治体は、多文化家族支援事業を行う団体や個人に対して支援を行うことができる（第16条）。

事実婚の配偶者及び子に対しては、大韓民国国民との事実婚関係で出生した子を養育している者に対してのみ、第5条から第12条までの規程を準用する。

### （3）多文化家族生涯周期別オーダーメイド型支援強化対策（2008年10月30日発表）

本対策は、多文化家族生涯周期別に合わせて7大政策課題、21細部推進課題、66細部事業内容で構成されている。推進課題の主要な特徴は、家族の生涯周期全般にわたって、配偶者教育、家族統合教育、両親子供プログラムなど家族全体を対象にして事業を体系化し、特にこれから韓国社会の柱になる子供の元気な成長を支援するための子供養育・保育及び成長支援政策に比重が置かれている。また、結婚移民者の最も大きな壁であるコミュニケーション問題を解消するために、通訳・翻訳支援事業を本格的に実施する計画を含んでいる。また、サービス登録・提供システムを定め、多文化家族支援センターを核に連絡体系を拡大し、様々な機関との連携・協力体系の構築等を通じて、サービス死角地帯の解消と重複を防止して、事業効率化と需要者の体感度を向上するのに最も焦点を置いている。

〔生涯周期別政策課題〕

周期別	政策課題	細部推進課題
結婚準備期	結婚仲介の脱法防止及び国際結婚予定者事前準備支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際結婚脱法防止及び結婚当事者人権保護</li> <li>・結婚移民予定者事前情報提供</li> <li>・韓国人予備配偶者（韓国人と結婚する予定の者）事前教育</li> </ul>
家族形成期	結婚移民者早期適応及び多文化家族の安定的生活支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・結婚移民者コミュニケーション支援</li> <li>・多様な生活情報提供</li> <li>・多文化家族生活保障</li> <li>・家族関係増進及び家族危機予防</li> </ul>
子女養育期	多文化家族の妊娠・出産・養育支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・妊娠・出産支援</li> <li>・父母の子女養育能力養成</li> <li>・幼乳児保育・教育強化</li> <li>・父母・子女健康管理</li> </ul>
子女教育期	多文化家族の児童・青少年学習発達及び力量開発強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・児童言語・学習・情緒発達支援</li> <li>・児童・青少年力量開発支援</li> <li>・貧困・危機児童・青少年支援</li> <li>・父母の子女教育力量強化</li> </ul>

家族力強化期	結婚移民者経済・社会的自立力強化	・結婚移民者経済的自立力強化 ・結婚移民者社会連携強化
家族解体期	解体する多文化家族子女及び片親家族保護・支援	・片親家族支援 ・要保護児童支援
全段階	多文化社会理解のための基盤構築	・事業推進体系整備 ・国民の多文化認識を高める

#### (4) 多文化家族支援事業

##### ①多文化家族支援センターの運営

全国の多文化家族支援センターでは、居住する外国人に対して韓国語、文化教育、家族教育・相談、子女の支援など様々なサービスをワンストップで提供するために、特に多文化家族の居住率が高い農漁村地域を中心に多文化家族支援センターを拡大する予定である。

多文化家族支援センターは、2006年から政府が支援する多文化家族支援のための専門機関として設置・運営され、2009年現在全国に100ヶ所<sup>15</sup>設置されている。センターは、韓国語教育、韓国文化理解教育、家族教育、家族相談、サークル運営の基本プログラムのほかに各地域の特性にあわせて独自のプログラムを実施しており、地方自治体が推進する多文化施策の実質的な実行機関として機能している。

2006年当時の女性部は多文化家族センターの前身である「結婚移民者家族支援センター」21ヶ所を全国的に指定し、国の政策及び地方自治体の施策を実行するための執行機関として積極的に事業の推進を支援し始めた。需要者中心のサービス支援の効率性を高めることを目指し、センターでの集合教育に参加しにくい結婚移民者家族を対象とした「訪問サービス」（韓国語教育等）を通じたオーダーメイド型サービス等も提供していた。

2007年には「結婚移民者家族支援センター」を38ヶ所に増やすとともに、訪問サービスとして0才から満12才以下の子女を養育している結婚移民者に対して出産・育児・養育の方法などを支援する訪問児童養育支援も加わった。

2008年9月「多文化家族支援法」の施行に伴い保健福祉家族部長官は、多文化家族支援センターの指定権限を、特別市長、広域市長、道知事又は特別自治道知事に委任<sup>16</sup>し、結婚移民者家族支援センターの名称を「多文化家族支援センター」に改めた。

また、自治体の指定業務を円滑に支援するため「多文化家族支援センター指定案内」を作成している。

<表8 全国多文化家族支援センター数の推移>

年 度	2006	2007	2008	2009
センター数	21	38	80	100

(保健福祉家族部資料)

<sup>15</sup> 100ヶ所の国費支援の多文化家族支援センターとは別に、地方費のみによる多文化家族センターも全国に21ヶ所ある。(2009.9現在)

<sup>16</sup> 多文化家族支援法第15条及び同法施行令第4条



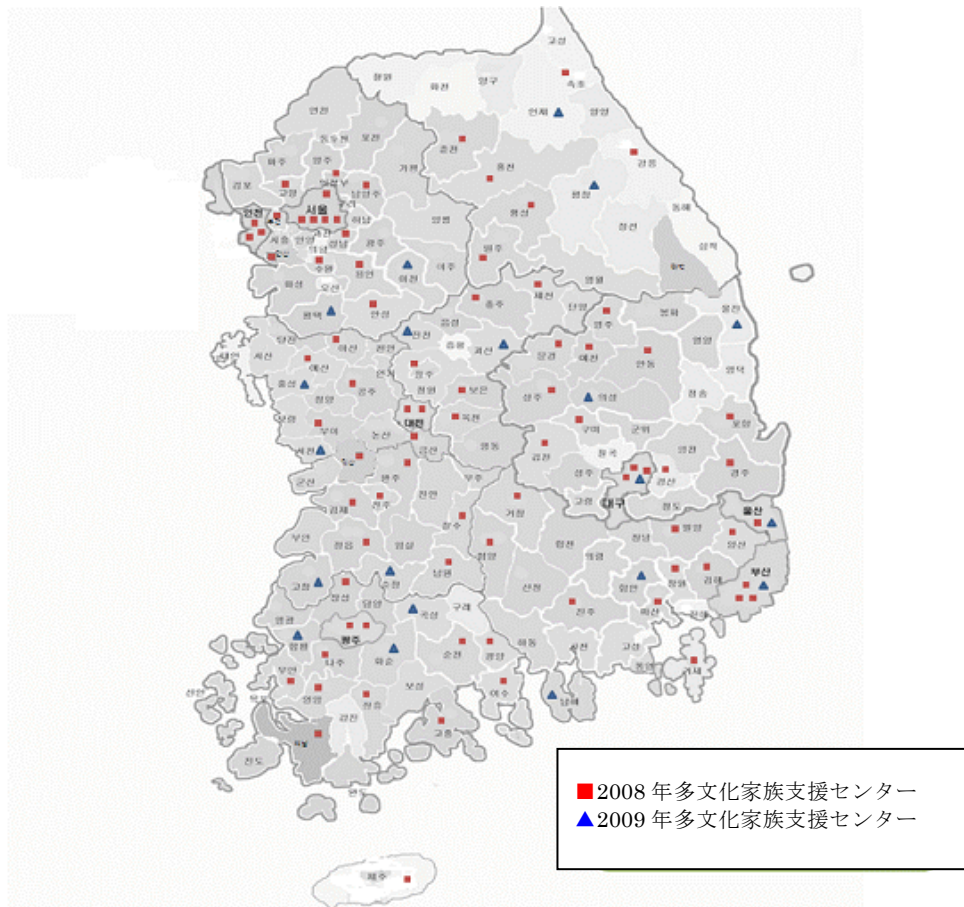
<表9 市・道別結婚移民者及び多文化家族支援センター運営現況>

(2009年5月基準、単位：人、%、ヶ所数)

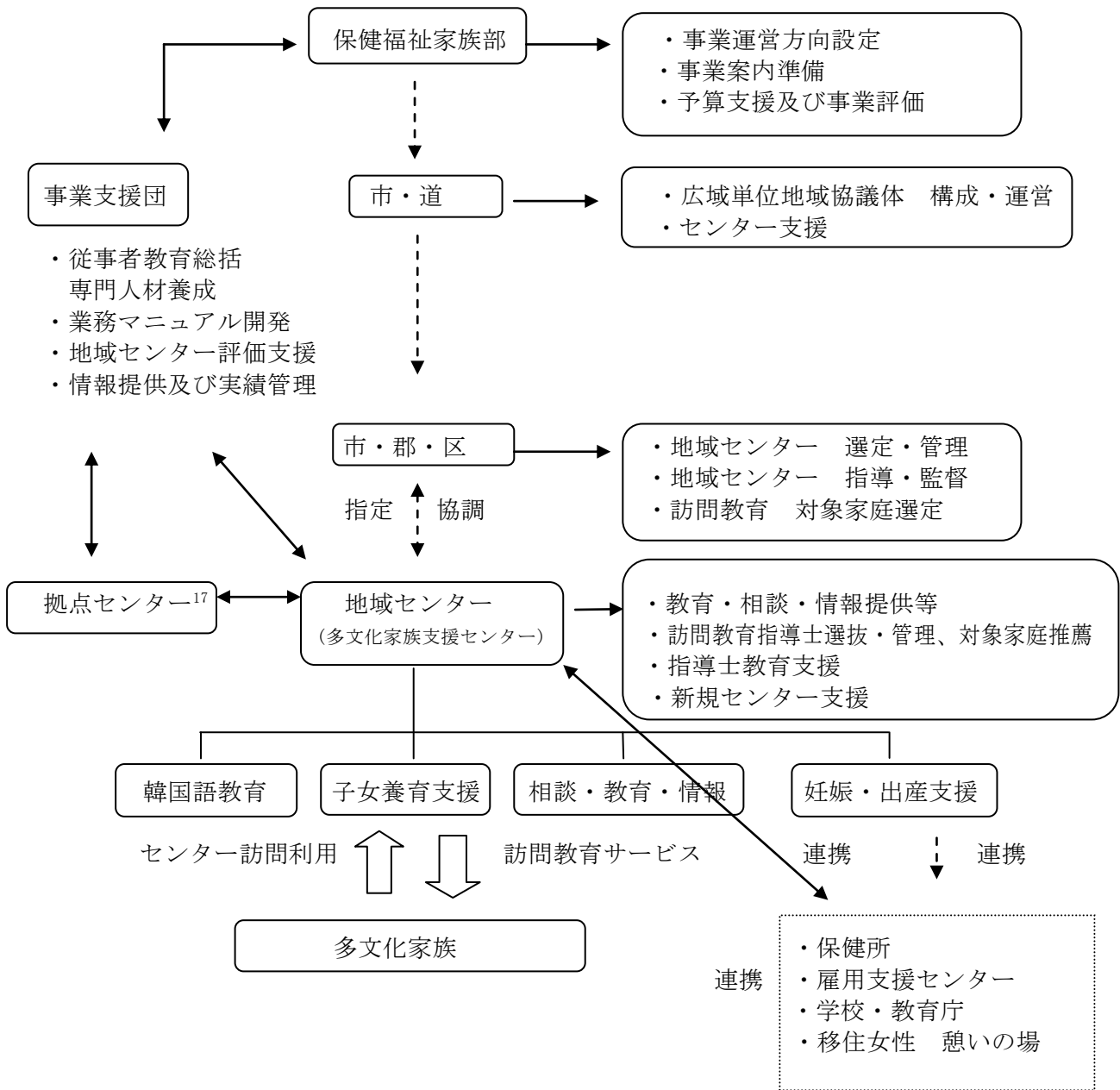
区分	計	ソウル	釜山	大邱	仁川	光州	大田	蔚山	京畿	江原	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	濟州
結婚移民者数	144,385	36,532	7,287	4,436	8,291	2,807	3,032	2,431	39,395	3,636	4,160	5,874	4,947	5,919	6,503	7,934	1,201
	(100)	25.3	5.0	3.1	5.7	1.9	2.1	1.7	27.3	2.5	2.9	4.1	3.4	4.1	4.5	5.5	0.8
センター	100	4	4	4	3	2	2	2	10	8	7	7	9	13	13	11	1

(行政安全部調査資料)

<図1 多文化家族支援センター分布図 (100ヶ所)>



<図2 多文化家族支援事業推進体系図>



## ②国際結婚仲介過程の体系的な管理

結婚仲介業の管理に関する法律の施行に基づき、国際結婚仲介業登録制導入などの管理・監督を強化する。

〔国際結婚仲介業の社会的責任強化及び体系的な管理〕

- ・結婚仲介業の未登録仲介、虚偽・誇張広告など取締り及び処罰強化
- ・結婚仲介業者教育強化
- ・自治体結婚仲介業管理システム構築・運営

<sup>17</sup> 拠点センター：訪問教育指導者の養成・管理、新規多文化家族支援センターなどのために、保健福祉家族部が圏域別に指定・管理する施設（全国に5ヶ所）

### ③結婚移民者の社会適応への支援

多文化家族支援センターを中心に韓国語教育、家族教育・相談、自主的なサークル活動など結婚移民者の社会適応のための多様なサービスを提供する。

集合・訪問・オンライン教育など多様な方法を活用してレベル別に韓国教育を実施し、2008年は韓国語教育指導者約960人を派遣して、5,760家庭を支援した。

また、結婚移民者のコミュニケーション支援のための通・翻訳のための自主サークルを運営して、同一出身国のメンタリング及び通翻訳支援の役割を果たす。

### ④多文化家族子女に対する教育

結婚移民者対象の韓国語訪問教育事業と連携させて、児童発達周期と環境を考慮した子女養育及び言語発達指導方法の訪問教育サービスを提供する。2008年は、児童養育指導者1,280人を派遣し、10,240家庭を支援。

事業の効率性を高めるために、地域の需要と成果を評価して多文化家族支援センター別に事業費を応能別に支援

そのほかに、多文化家族子女の言語発達支援のための専門人材を養成して保育施設などに派遣サービスを提供するほか、言語別教育講師を養成して、二重言語プログラムの運営を支援する。

### ⑤結婚移民者経済・社会自立力量強化

農村居住結婚移民者の農村政策のために、2008年は16の機関で営農初期教育を実施した。また多文化講師、ネイティブ外国語講師及び通・翻訳者など移民者のための適合職種開発-教育訓練-仕事と連携させる体制を整え、さらには多文化家族による自助的なサークルを対象別、機能別にさらに活性化して「多文化モニタリング団」を作り、生活不便を解消するための窓口にする。

<表 10 2008年多文化家族支援センター事業別利用者実績>

利用者 合計	韓国語 教育	家族 教育	韓国社会 理解教育	力量強化 支援事業	情緒 支援	専門人 材養成	サーク ル活動	相談 事業
607,361	307,863	25,130	23,212	75,565	114,297	8,759	24,234	28,301

(保健福祉家族部)

## 3. 教育科学技術部

### (1) 多文化家庭<sup>18</sup>学生の現況

韓国国内の小・中・高校に在学中の多文化家庭の学生は、毎年大きく増加しているだけでなく、彼らの多くは、社会・経済的にぜい弱な状況であり、また、韓国語が未熟な母親の養育などで子供の言語発達遅延、文化不適応が発生するなど難しい教育条件に置かれている。

<sup>18</sup> 多文化家庭学生：国際結婚家庭学生、外国人労働者家庭学生

<表 11 小・中・高校在学中の国際結婚家庭の学生数>

年度	小		中		高		計	
	人員	増減 (%)	人員	増減 (%)	人員	増減 (%)	人員	増減 (%)
2005	5,332		583		206		6,121	
2006	6,795	27.4	924	58.5	279	35.4	7,998	30.6
2007	11,444	68.4	1,588	71.9	413	48.0	13,445	68.1
2008	15,804	38.1	2,213	38.9	761	84.0	18,778	39.6

※母が外国人の場合が 90.2% (2008 年) で大部分を占める。 (教育科学技術部)

## (2) 多文化家庭学生の教育支援計画

教育科学技術部は 2008 年 10 月、急増する多文化家庭学生及び父兄の教育力を強化し、社会の多文化理解を向上するために「多文化家庭学生教育支援計画」を発表した。

政府の「生活共感政策」の一環で、教育科学技術部の基本計画と全国 16 の市・道教育庁の実行計画を入れた同支援計画は、2009 年から 2012 年まで 4 年間国家と地方が推進する 4 大政策課題 14 の細部実行課題に総額約 700 億ウォン<sup>19</sup>の予算を投じるのを主要骨子とする。これは毎年単年度計画を樹立・推進してきた以前とは異なり、教育科学技術部が総合的で体系的な基本計画をたて、市・道教育庁は各地域の条件と優先順位に基づき詳細な実行計画を立てることによって、急増する多文化家庭学生の教育需要を考慮して中央と地方が共に実施する準備がなされたことに大きな意味がある。

〔多文化家庭学生教育支援計画 4 大課題〕

- ①多文化家庭幼児と小学生の韓国語・基礎学力向上支援
- ②多文化家庭父兄の子供の教育力量強化支援
- ③多文化教育基盤構築
- ④多文化理解向上及び拡大

## 4. 行政安全部

地方自治を所管する行政自治部 (現行政安全部) は、2006 年 8 月に「居住外国人地域社会統合支援業務推進指針」、同年 10 月に「居住外国人支援標準条例案」、2007 年 3 月に「居住外国人定着支援業務便覧」を策定し、居住する外国人に対する地域レベルでの具体的な社会統合プログラムの推進に力を入れた。また、2006 年からは、外国人住民の実態数を把握するために、地方自治体ごとに外国人住民現況調査を実施している。

### (1) 居住外国人地域社会統合支援業務推進指針 (2006 年 8 月)

この概要の中では「居住外国人に対する体系的な支援を通して円滑な地域社会の統合」をなし、「地方自治体が居住外国人を地域住民の一員とみなし、実質的なサービスを総合的に提供できるよう推進体制を構築」する必要があることを挙げ、今までお

<sup>19</sup> 国庫及び地方費 (計画) : 132 億ウォン (2009) →197 億ウォン (2010) →198 億ウォン (2011) →174 億ウォン (2002)

ろそかになっていた自治体による外国人支援策の必要性をうたっている。ここでは外国人と、韓国国籍を取得した外国人で言葉・文化・生活にまだ慣れていない結婚移民者やその子女を支援対象としている。ただし、非正規滞在者については、原則的に支援対象から除外しているが、民間団体等を通じて基本的な人権保障は守られるよう努力するとし、民間団体による間接支援の余地を残している。具体的な支援策としては、韓国語や基礎生活教育などの教育プログラム、相談業務、公営住宅の入居資格付与などの生活支援、応急救護体制の確立などがある。またこうした事業を行うために 2007 年から普通交付税の算定基準に外国人数を反映すると明記している。

## (2) 居住外国人支援標準条例案 (2006 年 10 月)

本条例案は、地方自治体が居住外国人に対する支援プログラムを実施するための法的根拠を整備するための条例制定を促進するものである。3 章、18 条からなる条例案は、第 1 章第 1 条で「居住する外国人の地域社会への適応と生活便益の向上を図り、自立生活に必要な行政的支援策をまとめ、地域社会の一員として定着できるようにする」ことを目的としている。また、「外国人は、法令、又は他の条例等で制限が無い限り、住民と同様に〇〇市の財産と公共施設を利用でき、〇〇市の各種サービスを受けることができる」(第 3 条)とし、〇〇市の責務としては、「〇〇市長は、管轄区域内に居住する外国人が地域社会に早期に定着できるよう支援し、居住外国人が地域住民と暮らしていく環境醸成のための適切な施策を推進しなければならない」(第 4 条)としている。支援対象としては、「出入国管理法などによって大韓民国で合法的に滞在できる法的地位を持っていない外国人は除く」(第 5 条)と規定している。

第 2 章では、諮問委員会について規定し、第 3 章では、外国人支援の活性化について規定している。

現在、全国で 185 の地方自治体が支援条例を制定し、61 (広域自治体 2、基礎自治体 59) の自治体が未制定である (2009 年 2 月現在、行政安全部)。

## (3) 居住外国人地域社会定着支援業務便覧 (2007 年 2 月)

この中で、自治体の外国人支援施策推進の必要性については、外国人の出入国と在留に関する事項は国家事項であり、外国人がどのような形態で、どの程度国内に受容するかに対する原則的立場の決定は、基本的に国家の責務であるが、一旦入国した外国人を地域社会に抱擁する主体として行政サービスの提供等、地方自治体が遂行しなければならない役割は大きいと述べている。また、政府の支援制度の限界については、外国人の韓国社会定着を助けることは、法制度的側面も重要であるが、国民の意識と実践がより重要であり、中央部署別の法制度的アプローチでは包括的支援が不足していることを述べている。要するに、中央部署は、個別法にしたがって、外国人の権利義務等を統制規律する機能を果たしているが、生活者として韓国社会に定着するための包括的支援の役割においては、根本的な限界があることを指摘している。

#### (4) 居住外国人実態調査

行政安全部は、2006年から地方自治体別の外国人住民に対する類型別・国籍別・性別現況を把握するために調査を実施しており、最近急増している外国人住民の生活安定、地域社会の定着と多文化包容などのための施策樹立の基礎資料として活用している。

外国人住民 100 万人時代突入に伴う地域社会統合のための政府の役割の重要性を強調しながら、政府 100 大政課題の一つの「外国人と共に暮らす地域共同体構築」のために持続的に増加している「外国人住民集団居住地域管理対策などを関連部署と協議して、用意」していく一方、外国人住民に対する施策樹立の基礎資料確保のために現況調査を継続して実施していく計画だと明らかにしている。

2009年地方自治体外国人住民現況調査の概要は次のとおりである。

2009年の外国人住民現況調査は、統計の信頼性・正確性向上のために、法務部など関連部署合同で、2009年5月の1ヶ月間、市郡区別に関連システム（外国人登録情報・住民登録・家族関係登録情報システム）を利用して調べている。

#### 《調査の概要》

##### [調査期間]

- ・2009年5月1日～5月31日（1ヶ月）\* 基準日：2009年5月1日0時

##### [調査内容]

- ・外国人住民
  - ①韓国国籍を持たない者（90日以上在留者）  
（外国人労働者、結婚移民者、留学生、在外同胞、その他外国人）  
※在外同胞は国内居所申告者に限る
  - ②韓国国籍取得者（婚姻帰化者、その他理由の帰化者）
  - ③外国人住民の子女（外国人の両親、外国人と韓国人の両親、韓国人の両親）  
※結婚移民者、韓国国籍取得者の子供を国籍取得の有無に関係なく両親の類型により区分
- ・外国人住民支援機関・団体  
公共機関、宗教団体、民間団体

##### [調査方法（市郡区別調査）]

- ・関連システムによる書面調査（現地調査併行）  
※関連システム：外国人登録情報・住民登録・家族関係登録情報システム

#### 5. 労働部

1980年代、韓国はドイツや中東諸国に国内の労働者を送り出していた「送出国」であ

ったが、その後の急速な経済発展と民主化を経て、現在では、外国人労働者の「受入国」となっている。GNPの増加、賃金水準の上昇等により、1988年のソウル・オリンピック開催前後には、製造業を中心に労働力不足の問題が生じ、その後、徐々に外国人労働者を受け入れるようになっていった。1990年代に入ると、日本の研修・技能実習制度に類似した「産業研修制度」が始まったが、劣悪な労働環境下での外国人労働者に対する様々な問題が発生した。しかし韓国には、2003年末まで外国人労働者及び移住外国人に関する法律が設けられていなかった。1993年に外国人産業研修制度を実施し、外国人労働者の合法化を試みたが、登録外国人や産業研修生の数はそれほど伸びず、制度にも欠陥が多かった。

これらの諸問題を解決すべく、2003年8月に「外国人労働者の雇用などに関する法律」が国会を通過し、2004年から「雇用許可制」が本格的に導入された。雇用許可制とは、国内の労働市場の状況を踏まえた上で外国人に就労許可を与える「労働市場テスト」を実施し、3年を限度に単純技能労働者を正規の労働者として受け入れる制度である。

雇用許可制の実施は、外国人労働者の雇用及び管理を徹底し、外国人労働者制度を改善するのに役立った。特に産業研修制度の最も深刻な問題として指摘されていた不法入国をなくすために、国家間協定を結んで労働者入国業務を政府機関が主管することにしたこと、移住労働者を「研修生」という地位ではなく「労働者」として認めることで、移住労働者に対する差別や人権の改善を制度化したことなどがその意義として評価されている。しかし、雇用許可制の実施初期には、かえって産業研修生の数が増えたり、不法在留者の取締り等において人権侵害の問題が指摘されたりした。このため、2007年からは、既存の産業研修制度を廃止し雇用許可制に一元化された。

労働部は、「外国人労働者の雇用などに関する法律」の施行以後、労働部傘下の労働福祉公団を設立し、2004年12月に「韓国外国人労働者支援センター」を設立した。2009年5月現在、ソウル、安山、議政府、昌原、金海に計5つの外国人労働者支援センターを設立して、民間団体に委託運営している。

## 6. 文化体育観光部

2007年12月27日、多文化政策チームの新設（チーム長含め5人）と共に多人種・多文化時代に備えた「多文化政策推進方向」を発表した。これに伴い文化体育観光部は、まず既存の差別排除、同化主義という立場から多文化多元主義に立った文化の多様性の尊重、文化享有権の拡大などを内容にした関連法律の制定検討と地域の遊休空間を活用した移住民のための文化専用空間の拡充など制度的な基盤づくりに取組む予定である。

## 7. 女性部

2008年2月に李明博政権が発足した後、省庁の再編により女性家族部が女性部に縮小され、家族政策が保健福祉部の所管となり、多文化家族関連の政策については保健福祉家族部多文化家族課の管轄になり、女性部は移民女性の人権侵害等についてのみ、担当している。（2009年10月現在）

女性部は、移住女性の人権保護及び自活支援として、移住女性緊急支援センターを設置し、その他移住女性憩いの場、移住女性自活空間の場を運営、移住女性保護及び暴力被害予防等の事業を行っている。

## 8. 農林水産食品部

農林漁業に従事する韓国人男性と国際結婚する女性が増加し、家族関係、村と地域社会への適応及び農村定着のための支援体制の構築が必要になってきたことから、2006年10月24日には、女性家族部、農林部、教育部（当時）など各部署との細部の役割分担を協議し（国際結婚移住農村女性定着支援計画協議）、訪問教育や営農指導支援、農村女性団体とメンタリングプログラムなどを実施している。

〔政府及び自治体が支援する外国人支援センターの現状〕

(2009.5月現在)

関連部署	名称	運営主体
労働部	韓国外国人労働者支援センター	(社) 地球村サランナム
	安山外国人労働者支援センター	(財) 韓国キリスト教長老会
	議政府外国人労働者支援センター	国際労働財団
	金海外国人労働者支援センター	(社) 韓国人材バンク
	昌原外国人労働者支援センター	梁山市 通度寺 慈悲園
女性部	移住女性緊急電話 1366 センター	韓国移住女性人権センター
保健福祉家族部	多文化家族支援センター（全国 100ヶ所）（中央健康家族支援センター）	各市・郡、区
ソウル特別市	城東外国人労働者センター（城東区）	(社) 世界善隣会
	ソウルグローバルセンター	ソウル産業通商振興院
	衿川外国人労働者センター	衿川総合福祉館
	恩平外国人労働者センター	恩平総合福祉館
	江西外国人労働者センター	江西総合福祉館
	陽川外国人労働者センター	新木総合社会福祉館
ソウル特別市	城北外国人労働者センター	月谷総合社会福祉館
京畿道	水原外国人支援センター	中央教会
	始興外国人労働者福祉センター（始興市）	始興ボランティア団体協議会
	南楊州外国人労働者福祉センター（南楊州市）	成功会
	華城外国人労働者福祉センター（華城市）	(社) 華城市セマウル会（町おこし運動）
	外国人住民センター（安山市）	安山市直営
忠清南道	天安外国人支援センター	宗教財団
釜山広域市	釜山国際交流センター	(財) 釜山国際交流財団
仁川広域市	仁川国際交流センター	(財) 仁川国際交流センター
光州広域市	光州国際交流センター	(社) 光州国際交流センター
大田広域市	大田国際交流センター	(社) 国際交流文化院

(城東外国人労働者センター、キムジュンシク館長の資料より)



## 第4章 地方自治体の外国人政策

これまで、韓国の地方自治体の結婚移民者支援政策は、大部分中央政府及び市民社会団体・宗教団体を中心に形成され、実質的に結婚移民者等が居住する地方自治体での外国人支援政策は不十分であった。しかし、第2章、第3章で記述したとおり、急増する結婚移民者等に対して、韓国内での問題及び将来の産業人口等の問題を解決するために、政府が積極的に政策を樹立し、地方自治体はそれを具体的に執行するための施策を講じ始めた。

ここでは、外国人が多く居住し、外国人政策を積極的に推進している3つの自治体の居住外国人支援対策事例を紹介する。

### 第1節 京畿道安山市（安山市外国人住民センター）

#### 1. 外国人住民現況

安山市は、人口約74万人、外国人住民は2009年7月現在60カ国33,127人が登録されており、安山市の人口の4.6%を占める。このうち外国人労働者が25,794人、結婚移民者が3,982人、その他が3,351人である。

安山市は、居住する外国人支援のために、全国に先駆けて2007年4月に居住外国人支援条例を制定し、2008年3月、同市元谷洞に地上3階地下1階建ての安山市外国人住民センターを設置した。同センターには、安山市の外国人支援担当部署がおかれ、居住外国人支援基盤整備や人権保護・増進、教育プログラム運営、生活情報の提供、多文化家族支援等の業務を行っている。その他、無料診療センターや移住者通訳支援センター、多文化図書館、換金送金センター等も同館内に設置されている。

また、安山市外国人住民センターが位置する元谷本洞の地域は、人口約43,000人のうち外国人が16,000人で37%を占める外国人居住地域となっている。このため、地域特性を活かして、元谷本洞を中心に「国境の無い街」として多文化が体験できる機会を提供するなど、計画的な街づくりを実現している。

<表12 2009安山市外国人住民 国籍別現況>

(2009.7.30 現在、単位：人)

	計	中国	ベトナム	フィリピン	インドネシア	ロシア	ウズベキスタン	タイ	モンゴル	その他
登録外国人	33,127	23,280	2,002	1,416	1,298	746	734	548	567	2,536

(安山市外国人住民センター資料)

<表13 安山市多文化家庭児童現況>

(2008.7.1 現在、単位：人)

	計	未就学	小学校	中学校	高校
児童数	1,018	594	366	47	11

(安山市外国人住民センター資料)

## 2. 事業実績

### ①多文化共同体基盤造成

- ・全国最初の居住外国人支援専門担当部署設置：2005.5.17  
〔組織及び職員〕 1 所長、5 担当（外務、地球村文化、国際教育、外国人 인권、多文化児童）27 名  
〔月利用者現況〕 約 13,000 名
- ・安山市外国人住民センター365 日年中運営：2008.3.23 開所
- ・居住外国人支援関連法令制定
- ・安山市居住外国人支援条例：2007.4.26
- ・安山市外国人対象条例：2009.1.9
- ・安山市外国人住民 인권増進に関する条例：2009.3.27
- ・居住外国人支援民間協議体構成運営：2008.5.9

### ②居住外国人の安定的な適応と定着支援

- ・法務部指定社会統合教育模範運営機関の指定：2009.2.6
- ・訪問する通訳の手助け及びモニター要員運営：21 カ国 80 名
- ・各国の共同体便り「安山ハーモニー」発行：7 カ国語 14,000 部
- ・外国人生活&法律ガイドブック「Life In Ansan」発行配布
- ・外国人住民韓国語教育運営  
韓国語教育：572 名（結婚移民者 360、外国人勤労者 212）  
「訪問韓国語教室」：16 企業体 198 名  
韓国語能力試験（TOPIK）：2 過程 15 名
- ・外国人住民コンピュータ教育運営：文書編集、インターネットなど 250 名
- ・外国人韓国語文化体験：16 回 729 名（景福宮、漢江、民俗村など）
- ・外国人勤労者生活体育教室運営：テコンドなど 4 種目、年人員 10,000 人

### ③居住外国人 인권増進

- ・外国人住民 인권増進交流協定締結：2008.5.25（人权委、京畿道、安山市）
- ・移動法律相談室運営：21 回（758 名）
- ・生活法律案内冊子製作配布：1,500 部
- ・外国人支援団体活動家法律教育：1 回 35 名
- ・外国人勤労者雇用業者役員と職員の労働法律教育：2 回 240 名

### ④全国最初のクリーン安山、多文化年造成協約締結：2008.3.23

### ⑤外国人密集居住地域「元谷 巡察隊」運営：2008.3.20

⑥模範外国人家族招待行事開催

2007年	2008年
<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間：2007.9.13～9.16（3泊4日）</li> <li>・招請人員：12カ国 35名 （模範勤労者 13、家族 25）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業期間：2008.9.4～9.7（3泊4日）</li> <li>・招請人員：14カ国 79名 （模範勤労者 24、結婚移民者 5、家族 50）</li> </ul>

⑦多文化共同体形成と相互理解増進

- ・第1回世界人の日記念『世界隅々まで』フェスティバル：2008.5.25
- ・2008「外国人勤労者触れ合い広場」：2008.10.19
- ・韓-タイ修好50周年記念「タイ・ソンクラーン祝祭」：2008.4.13
- ・Bravo! Migrants' Contest（外国人競演大会）：2008.6.8

⑧結婚移民者家庭定着支援

- ・国際結婚家庭支援事業：健康な家庭づくり、就業教育など 666名
- ・多文化皆ひとつプログラム運営：多文化家庭子女 57名
- ・結婚移民者韓国語教育支援事業：502名
- ・韓国語補助教師養成：40名（結婚移民者 13名、韓国人 27名）

⑨居住外国人密集居住地域特化発展推進

- ・安山市元谷洞外国人村長期発展基本計画樹立：2007年5月
- ・元谷洞外国人業者全数調査実施：12カ国 149業者

⑩外国人密集居住地域住居現況整備

- ・多文化野外公園舞台造成：2007年7月（4.6億ウォン）
- ・安山駅の公衆交通乗換センター構築：2008年1月（41億ウォン）
- ・国境の無い道「電線の地中化」事業：2008年9月（10.6億ウォン）
- ・国境の無い街「歩きたい道」造成：2008年11月（6.7億ウォン）
- ・国境の無い街「看板が美しい街並」造成：2008年11月（5.3億ウォン）

⑪多文化意識を高め広める

- ・青少年対象「アジア文化体験一日教室」運営：15校 1,063名
- ・国内外の多文化政策広報
  - 国内：政界、学界・官界・教育界などから 100回 1,198名
  - 国外：日本、インドネシア、タイ、ネパール、モンゴルなど 18回 176名

3. 2009年度以降の主要推進事業

①多文化中心都市の育成

- ・安山多文化の町特区指定推進

場所：安山市檀園区元谷本洞 一帯 367,541 m<sup>2</sup>

所要予算：186.55 億ウォン（2009～2013）

特化事業：多文化院建設、特化した道造成、外国飲食店に特化した地区、国際  
伝統祝祭など

- ・安山多文化国際フォーラム開催
- ・多文化中心都市発展戦略樹立研究

期間：2009年～2018年（10年）

主要研究課題

- ①外国人住民及び外国人勤労者実態調査など基礎調査
- ②外国人密集都市特化発展及び多文化中心国際都市育成法案
- ③外国人の経済効果など多文化経済都市活性化法案など

## ②韓国人と外国人がともに行う多文化共同体形成

- ・地域住民多文化意識高揚のための多文化行事開催
- ・国家別週間の運営：インドネシア（新年の祝祭、ルバラン）、中国（新年の祝祭）、カンボジア（水の祝祭）、モンゴル（ナダム）、タイ（ソンクラン、ウァンポ）、フィリピン（生誕行事）、ナイジェリア（文化祝祭）国家別独立記念日及び共同体フェスティバルなど
- ・居住外国人文化体育活動支援：テコンド、サッカーなど7種目

## ③多文化社会統合推進

- ・共同体便り「安山ハーモニー」発行：年6回7言語で発行
- ・世界文化体験一日教室：小・中・高等学校及び地域児童センター
- ・成人対象多文化理解講座：全15回（国家別専門講師）
- ・「社会統合プログラム標準化及び履修制」モデル運営  
対象：海外居住韓国国民、留学生、外国人勤労者、結婚移民者、難民など帰化希望外国人  
内容：韓国語教育、多文化社会理解など

## ④人権尊重の多文化疎通地域社会造成

- ・外国人人権教育・広報事業：地域社会関連機関及び公務員等が対象
- ・多文化家族教育サービス提供：結婚移民者韓国語教育及び児童養育サービス
- ・結婚移民者オーダーメイド型就業教育（5過程）
- ・多文化家族のケースワーク事業（30家庭）
- ・結婚移民者など移住民サービス連携事業
- ・移住民人材銀行運営：結婚移民者、留学生など外国語に精通している200名

## ⑤多文化児童の能力強化

- ・多文化統合教育支援センター建設  
位置：安山市檀園区草芝洞 667-2  
建設規模：延べ面積 4,463 m<sup>2</sup>（地下1階、地上4階）、8,391 百万ウォン  
主要施設：フリースクール、保育施設、地域児童センター、児童相談所など
- ・多文化児童のボランティア開発
- ・多文化児童支援委員会構成・運営（2009年3月）  
多文化児童のDB構築：多文化児童生活実態に対する統計調査・管理
- ・多文化児童教育支援プログラム運営  
多文化児童基礎学習支援：基礎言語能力が不足する小学1～3学年  
多文化幼児教育プログラム支援：養育技術及び言語教育など

<表14 安山市外国人住民センター 2009年度歳出予算事業明細>

\*国：国費、道：道費、市：市費（単位：千ウォン）

部署・政策・単位(会計)・細部事業	2009年度予算額	前年度予算額
外国人住民センター	1,412,614 国 243,783 道 137,232 市 1,031,599	1,030,527
共に暮らす多文化共同体形成	780,071 道 59,200 市 720,871	459,489
居住外国人支援基盤構築	485,411	225,414
居住外国人政策支援事業	127,380 道 49,200 市 78,180	111,575
多文化地域共同体形成	167,280 道 10,000 市 157,280	122,500
人権尊重の多文化社会造成	564,347 国 243,783 道 78,032 市 242,532	480,880
人権増進基盤造成事業	14,500	19,740
多文化家族支援事業	377,847 国 243,783 道 57,032 市 77,032	306,660
多文化家族支援センター運営支援	70,000 国 49,000 道 10,500 市 10,500	50,000
多文化家族訪問教育事業	182,240 国 127,568 道 27,336 市 27,336	68,660
多文化児童基礎学習支援	10,000	6,000
結婚移民者保護施設給与	10,242 国 8,194 道 1,024 市 1,024	0
結婚移民者地域社会適応プログラム	10,000	14,000
結婚移民者あつらえ型就業支援	11,050 道 5,525 市 5,525	0
女性結婚移民者保護施設運営	84,315 国 59,021 道 12,647 市 12,647	0
結婚移民者外国語教育支援	72,000 道 21,000 市 51,000	54,480
模範外国人勤労者家族招請事業	100,000	100,000
行政運営経費(外国人住民センター)	68,196	90,158
人権運営費	4,880	3,480
基本経費	63,316	86,678

(安山市外国人住民センター資料)

## 第2節 仁川広域市

### 1. 外国人住民現況

仁川広域市の人口は約 274 万人で、そのうち外国人住民は 2008 年 5 月現在、49,253 人で全体の 1.8%を占める。外国人住民の数は年々増加傾向にあり、そのうち結婚移民者は 8,291 人（16.8%）である。結婚移民者のうち、女性結婚移民者は 7,074 人（85.3%）、男性結婚移民者は 1,217 人（14.7%）で、朝鮮族が最も多く、中国漢族、フィリピンの順である。

近年の統計的推移を見ると、仁川広域市の結婚移民女性は、今後も引き続き増加していくと見られ、地域特性にあう結婚移民政策の開発が喫緊の課題といえる。

<表 15 仁川広域市居住外国人国籍別現況>

2008.5 月末基準（単位：人）

合計	中国	ベトナム	インドネシア	フィリピン	台湾	アメリカ	日本	その他
49,253	26,205	4,704	1,946	3,520	1,512	587	557	10,222

（仁川広域市資料、以下同様）

<表 16 仁川広域市結婚移民者国籍別現況>

2008.5 月末基準（単位：人）

合計	中国	中国(韓国系)	ベトナム	日本	フィリピン	タイ	モンゴル	台湾	その他
8,291	2,682	3,250	754	163	351	172	123	258	538

※その他：インドネシア 51、ネパールなど南部アジア 155、ウズベキスタンなど中央アジア 101、アメリカ 23、ロシア 46、他 162

<表 17 仁川広域市外国人妻の年度別婚姻件数>

	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
計	550	644	1,163	1,565	2,015	1,572	1,534	1,624
比率	—	17.1	80.6	34.6	28.8	▲22.0	▲2.4	5.9

<表 18 仁川広域市移住家庭子女現況>

2008.5 月末基準（単位：人）

計	中国	中国(韓国系)	台湾	日本	モンゴル	ベトナム	フィリピン	タイ	インドネシア	南部ア、ネパール等	中央ア、ウズベキスタン等	アメリカ	ロシア	その他
3,054	1,326	815	172	65	43	156	184	15	8	45	34	103	14	74

### 2. 2009 年度多文化家族支援政策

#### ①多文化家族支援センターの運営

仁川広域市では次の 4 つの多文化家族支援センターを運営し、多文化家族のための事

業を実施している。

〔仁川広域市多文化家族支援センター〕

センター名	運営形態
仁川多文化家族支援センター	仁川広域市直営
南洞区多文化家族支援センター	民間委託：FAN 外国人労働者文化センター
桂陽区多文化家族支援センター	民間委託：貧困退治運動本部
江華郡多文化家族支援センター	民間委託：仁川教区天主教有志財団

〔事業予算：320,000 千ウォン〕

- ・センターの運営費：280,000 千ウォン（70,000 千ウォン／センター）  
仁川、桂陽区、江華郡は、国費支援センター（国費 70%、市費 30%）  
南洞区は、地方費センター（全額市費）
- ・家族和合プログラム：40,000 千ウォン（センター当り 10,000 千ウォン、全額市費）

②多文化家族訪問教育事業（事業予算：750,000 千ウォン、国費 70%、市費 30%）  
経済的や地理的な問題で多文化家族支援センターまで来るのが難しい結婚移民者及びその家族を対象に専門指導者（韓国語及び児童養育指導者）を養成、派遣している。

③国際結婚情報提供プログラム（事業予算：22,000 千ウォン、国費 70%、市費 30%）

国際結婚に関心があり、国際結婚を希望する男性や国際結婚夫婦などを対象に、多文化社会や男女平等、人間関係及びコミュニケーションなどについて1泊2日で研修を行う。

④多文化家族社会統合支援事業（事業予算：100,000 千ウォン、全額市費）

多文化家族に対する相談、社会適応教育サービスの提供によって、多文化家族の韓国社会早期適応及び安定的家族生活を支援する。

⑤訪問多文化理解教育（事業予算：19,000 千ウォン、全額市費）

結婚移民者向けの多文化講師養成課程及び多文化講師バンクを運営し、外国人講師を保育施設や学校、企業等などに派遣し多文化教育を行うことによって、市民の意識向上及び結婚移民者の人的支援を開発する。

⑥多文化家庭の「合同結婚式」（事業予算：117,500 千ウォン、全額市費）

韓国内で結婚式を挙げるができなかった国際結婚夫婦に対して、合同結婚式を実施する。また、養父母縁組事業、ハネムーンシティツアー、多文化体験・交流の場を実施する。



⑦2009「世界人の日」記念、仁川多文化フォーラム・ワークショップ開催

5月21日、27日、30日の3日間開催

⑧多文化家庭における子女学習に対する大学生のメンタリング（事業予算：25,000千ウォン、全額市費）

多文化家庭の子女に対する教育を充実させるために、大学生ボランティアによる、相談、レクリエーション活動などを行う。

⑨官・学における多文化社会教育・研究の交流増進に関する協約書（MOU）

結婚移民者の言語的・社会的・文化的違いを認識し、多文化家族の韓国社会への早期定着や安定的な家族生活を支援するために、仁川広域市と多文化社会教育・研究機関である仁荷大学の間で相互交流に関する協約書を締結する。

⑩国際結婚仲介業の登録及び管理

結婚仲介業の管理に関する法律が制定（2007年12月14日）、施行（2008年6月15日）され、国内の結婚仲介業及び国際結婚仲介業者の登録申告が義務付けられることとなった。

仁川広域市内には、2009年4月末現在で国際結婚仲介業者29、国内24の計53の業者がある。

⑪多文化家族祭り（仁川家族祭り）（事業予算：77,500千ウォン、全額市費）

結婚移民者家庭や母（父）子家庭などを対象にした行事を盛り込んだ祭りを開催する。

⑫結婚移民者向けの通訳・翻訳サービスの支援（予算支援：17,100千ウォン）

結婚移民者を通訳・翻訳の専門人材として採用し、意思疎通が困難な結婚移民者に対して通訳・翻訳サービスを提供する。

対象言語は、ベトナム語、中国語、モンゴル語、タガログ語、英語、タイ語、カンボジア語、ウズベキスタン語、日本語、インドネシア語、ロシア語。

⑬多文化家族の子女に対する言語発達支援（所要予算：14,850千ウォン）

多文化家庭の子女に対して言語の発達診断や教育を実施する。

⑭社会統合プログラム履修制の施行（所要予算：10,000千ウォン、法務部からの支援）

- ・モデル事業の導入・・・法務部とモデルテスト機関（仁川多文化家族支援センター）で実施。帰化を希望する外国人及び国民の自律的参加により、筆記試験の免除や国籍取得待機期間の短縮、面接試験への反映などといったインセンティブを付与する。
- ・社会統合プログラムの標準化・・・移民者と国民、双方の観点から多文化社会統合プロ

グラムを構成する。

⑮移民女性シェルターの運営支援

家庭内暴力被害移民女性及び同伴児童を一時的に保護・緊急支援し、彼らの人権を保護する。

＜表 19 2008 年度移民女性シェルター運営実績＞

施設名	前年末の保護人数			入所			退所			現在の人数		
	小計	被害者	同伴児童	小計	被害者	同伴児童	小計	被害者	同伴児童	小計	被害者	同伴児童
ウーララ	5	5	0	52	48	4	47	43	4	10	10	0

⑯「外国人総合案内センター」の3者通訳サービス（グローバルセンターの運営）  
（所要予算：880,000 千ウォン、全額市費）

仁川グローバルセンターを運営し、相談デスク、生活全般に対する情報提供、外国人参加プログラムを実施。

⑰多文化理解教育及び広報の強化（外国人オープン体験プログラム）（所要予算：15,530 千ウォン、市費）

外国人投資家及び居住外国人を対象にした仁川投資インフラ見学を開催し、仁川市に対する広報と親しみを与える。

⑱外国人住民関連業務を担当する公務員を対象にした多文化に関するワークショップ  
（所要予算：10,000 千ウォン、市費）

外国人住民に対する総合的かつ体系的な支援システムを構築し、彼らの生活をサポートするために、公務員を対象にした教育を行う。

⑲多文化教育プログラムの開発など（施策事業の開発支援）（所要予算：60,000 千ウォン、市費）

自治区で実施又は計画中の支援施策事業に対して、財政的支援を行うことで、市民の外国人住民に対する認識を改め、優秀な施策を開発・拡大することによって市制の発展を図る。

⑳外国人住民に対する基礎実態調査（定期的合同実態調査）（非予算事業）

自治体に居住する外国人住民の実態を把握し、韓国生活への適応に対する基礎生活実態を調査し、外国人住民の管理に関する基礎的資料として活用する。

### 第3節 慶尚北道

#### 1. 多文化家族の現況

慶尚北道の人口は270万人、106万世帯が居住し、そのうち結婚移民者は2008年5月現在6,503人で、毎年増加を続けている。2006年(2,834人)対比では、129%増加している。

<表20 慶尚北道 結婚移民者の現況>

(2008.5月現在、単位：人)

	中国	ベトナム	フィリピン	日本	その他	計
結婚移民者	2,617 (40.2%)	2,460 (37.8%)	490 (7.5%)	348 (5.5%)	588 (9.0%)	6,503 (100%)

(慶尚北道資料)

<表21 慶尚北道 国際結婚の推移>

(単位：件、%)

年度	総結婚件数	国際結婚件数					
		計	%	外国人妻	%	外国人夫	%
2006	16,178	2,070	12.8	1,885	11.7	185	1.1
2007	16,623	1,904	11.5	1,719	10.4	185	1.1
2008	15,634	1,696	10.8	1,524	9.7	172	1.1

(統計庁、人口動態(婚姻))

#### 2. 多文化家族支援対策

(1) 主要実績(2009年5月第1回世界人の日「多文化政策最優秀政府褒賞」受賞)

##### ①多文化家族支援政策推進基盤を整備

- ・「慶尚北道居住外国人支援条例」制定(2007.6.14)
- ・外国人施策の諮問委員会(専門家25名)及び実務推進協議会運営
- ・結婚移民者家族実態調査(2007.3.20~4.6)
- ・多文化家族支援センター(10ヶ所)、移住女性専用憩いの場(1ヶ所)、通翻訳支援センター(4ヶ所)、育児情報分ち合いの場(1ヶ所)など設置・運営
- ・結婚移民者韓国生活適応システム構築
- ・健全な結婚文化定着誘導・・・結婚仲介業懇談会及び広報教育、不法広告物取締り

##### ②社会適用及び定着支援のためのサービス提供

- ・結婚移民女性ハングル・文化教育・・・韓国語教室(3,818名)、訪問サービス(1,954名)
- ・多文化家族子女養育・教育支援・・・児童養育(1,949名)支援、多文化研究学校支援(20ヶ所)など

- ・ネイティブ教師養成（74名）、インターン社員制（31名）、災害保険加入（2,654名）
- ・女性緊急電話などでの移民女性相談（3,766名）、電話相談通訳要員（2名）配置
- ・アルバムを故郷へ送付（100家庭）、多文化家族実家訪問（83家庭）、EXPO招待（1,140名）など

### ③結婚移民女性及び子女に対する認識改善及び自負心の向上

- ・代理母縁結び（22の市郡、1,120ペア）
- ・未就学子女と大学生との縁結び（259名）、女性農業者の結婚移民者姉妹縁結び（45ペア）
- ・多文化家族フードフェスティバル（2,000名）、家族キャンプ（200名）開催
- ・嶺南（慶尚道）・湖南（全羅道）地域の多文化家族文化体験交流（150名）
- ・付き合い定着フォーラム（5回）、国際学術大会開催
- ・道知事の手紙発送（4,864世帯）
- ・結婚移民女性専用の憩いの場運営、電話相談機能強化

## （2）2009年度主要推進課題

### ①健全な国際結婚文化づくり

- ・国際結婚仲介業の管理・監督強化、国際結婚仲介業の教育・広報
  - ・・・国際結婚仲介業登録現況（2009年2月）：63業者（全国975業者）
- ・結婚移民者入国前後支援プログラム連携
- ・結婚情報提供プログラム運営（2008年実績：2回80名）、結婚移民者入国前後プログラム連携、韓国人の予備配偶者結婚準備教育

### ②言語・文化教育及び生活文化サービス提供

- ・集合教育・・・多文化家族支援センター、ハングル勉強部屋など
- ・訪問教育・・・韓国語教育指導者144名が22の市郡1,152世帯支援
  - ※指導者1名が4家庭担当、1家庭当たり週2回（1日2時間）サービス
- ・オンライン教育・・・加入者3,007名（通算25,167名）、修了生292名（通算2,446名）（2008年12月時点）
- ・放送教育・・・EBS<sup>20</sup>で3カ国語（ベトナム、中国、ロシア）週3回教育
- ・多文化広報誌「虹の世界」発刊
- ・「外国人住民生活案内」3カ国語（ベトナム、中国語、英語）で4,500部発刊

### ③生活適応支援及び人権保護

- ・韓国生活適応支援・・・在来式トイレ改善及びシャワー施設設置  
低所得、模範多文化家庭30～50家庭選定、1家庭当たり400百万ウォン

<sup>20</sup> EBS：韓国教育放送公社 Korean Educational Broadcasting System の略称、韓国の公営教育専門放送局

※社会福祉共同募金会財政協力事業として推進

- ・結婚移民者韓国生活適応支援システム（AIC<sup>21</sup>）活性化
- ・基礎生活保障制度の適応拡大…基礎生活保護対象の多文化家庭 327 世帯（2008）
- ・自活・緊急支援対策の拡大
- ・女性緊急電話の相談機能強化…相談実績（2008.12）：10,986 件（外国人 2,583 名）
- ・結婚移民者を女性緊急電話相談員として採用して母国語相談支援  
（2名：ベトナム、中国）
- ・移住女性のための憩いの場運営…1ヶ所（亀尾市：入所定員 16 名）
- ・低所得層結婚移民者傷害保険支援…加入実績（2007～2008 年）：2,654 名
- ・無料健康診断事業
- ・オーダーメイド型訪問健康管理サービス（保健所）

#### ④家族関係増進及び家族危機予防

- ・夫婦及び家族統合教育強化
- ・危機家族支援…センター⇔女性緊急電話⇔憩いの場間の連携を緊密にする。

#### ⑤多文化家族の妊娠・出産・子どもの養育支援

- ・妊娠・出産訪問サービス、産母・新生児ヘルプサービス
- ・結婚移民者児童養育支援（訪問教育事業）…児童養育指導士 160 名、22 市郡 1,280 世帯支援計画
- ・育児情報分かち合いの場運営（亀尾市多文化家族支援センター内に 1ヶ所）
- ・父親育児教室運営、親子の自尊心向上プログラム
- ・乳幼児保育支援強化
- ・多文化家族子女のための農漁村小規模保育施設設置
- ・就学前の多文化家族子女保育支援
- ・多文化家族子女保育施設の車両運営費支援

#### ⑥児童・青少年学習支援及び能力開発

- ・多文化・低所得家庭の小学校子女学習支援
- ・多文化家族未就学子女—大学生によるメンタリングの支援…大学生 178 名、未就学子女 259 名（2007～2008 年）
- ・道指定の多文化研究学校運営
- ・タソミ<sup>22</sup>の韓国語及び基礎学力伸長（教育庁）
- ・父兄の子女教育力強化
- ・児童・青少年二重言語力量開発

<sup>21</sup> AIC : An Immigrant Community 結婚移民者が韓国生活に楽に適応できるように様々な情報コンテンツを構成してサービスを提供している。（<http://www.aic.go.kr>）

<sup>22</sup> タソミ：「愛」の純韓国語として多文化家族子女をさす。

- ・多文化青少年ボランティア支援
- ・貧困多文化児童のケースワーク

#### ⑦結婚移民者経済能力強化

- ・農村地域結婚移民女性営農技術教育実施・・・義城・高霊郡で42名修了（2008）
- ・中小企業インターン社員制運営・・・結婚移住女性採用実績31名（2008）
- ・高学歴結婚移民女性ネイティブ教師活用・・・道、教育庁、啓明大学ネイティブ教師要請・活用協約（2008.1.30）により、29名採用
- ・多文化家族支援事業結婚移民者活用
  - ・・・多文化家族訪問教育指導士として結婚移民女性採用（10ヶ所21名）
  - ・・・女性緊急電話慶北相談員として2名採用（ベトナム、中国）
- ・農村結婚移民者農家所得増進支援
  - ・・・支援実績 結婚移民者農家24家庭（15百万ウォン／家庭）（2008）
- ・地域就業支援機関間の連携協力体系構築

#### ⑧結婚移民者社会参与拡大

- ・出身国別の自主的サークルの活性化
- ・多文化家族政策モニタリング団構成
- ・結婚移民者地域ボランティア活動への参加支援

#### ⑨多文化認識改善

- ・母親の国の言語・文化理解教育実施
- ・公務員を対象とした多文化教育強化
- ・学校内多文化理解教育及び広報強化（教育庁）
- ・開かれた多文化政策フォーラム開催
- ・多文化国際シンポジウム開催

#### ⑩多文化社会統合推進

- ・結婚移民女性の里親縁組事業など推進・・・縁組実績1,120ペア（2007～2008）
- ・模範多文化家族実家訪問支援・・・83家族（民間金融機関の農協(46)、大邱銀行(37)が財政協力）（2007～2008）
- ・道知事映像メッセージ製作及び手紙発送
- ・多文化家族触れあいの場開催

#### ⑪サービス支援基盤強化

- ・「慶尚北道多文化家族支援に関する条例」制定（2007.6.14）  
 主な内容：基本計画の樹立、実態調査、委員会、家族及び社会生活支援施策、多文化関連団体支援に関する事など

- ・多文化家族支援センター拡充及び専門の人材補強・・・10ヶ所（2008）→13ヶ所（2009）→16ヶ所（2010目標）、センター従事者増員：1名（2008）→2名（2009）
- ・結婚移民者通翻訳サービスセンター運営・・・浦項市（中国語・日本語）、亀尾市（ベトナム語、インドネシア語）、金泉市（中国語）、安東市（ベトナム語）など4ヶ所の運営

⑫地域社会協力ネットワーク強化

- ・外国人施策諮問委員会運営活性化・・・居住外国人総合対策協議（四半期に1回）
- ・実務推進協議会運営
- ・多文化家族支援センターと住民自治センター間の連携強化
- ・自治体―関連機関―民間団体―企業間の共同事業連携推進
- ・多文化家族支援センターと社会福祉館の多文化家族支援事業連携

<表 22 慶尚北道 主要事業別投資予算>

（単位：百万ウォン）

事業名	投資予算					備考
	合計	国費	道費	市郡費	その他	
合 計	7,128	2,978	2,263	1,595	352	
結婚移民女性韓国語勉強部屋運営	800	0	240	560	0	
結婚移民女性ハングル教材発刊	10	0	10	0	0	
多文化家族訪問教育事業運営	3,106	2,174	466	466	0	
多文化便り「虹の世界」発刊	43	0	43	0	0	
「外国人住民生活案内」発刊	20	0	20	0	0	
国際結婚仲介業従事者教育・広報	5	0	5	0	0	
国際結婚情報提供プログラム運営	22	15	67	0	0	
暴力被害移住女性保護施設運営	92	64	14	14	0	
多文化家庭生活環境改善事業	200	0	40	0	160	
結婚移民女性相談機能強化	30	0	30	0	0	
低所得層結婚移民者傷害保険支援	102	0	102	0	0	
多文化家族子女農漁村小規模保育施設設置	88	88	0	0	0	
就学前多文化家族子女保育支援	100	0	100	0	0	
多文化家族子女保育施設車両運営費支援	240	0	240	0	0	
多文化・低所得家庭小学生子女学習支援	120	0	60	0	60	大邱教大

多文化家族未就学子女・大学生結縁活動支援	65	0	65	0	0	
道指定多文化研究学校運営	200	0	200	0	0	
農村結婚移民者農家所得増進支援	570	0	171	342	57	自己負担
母親の国言語・文化理解教育実施	30	0	30	0	0	
開かれた多文化政策フォーラム開催	15	0	15	0	0	
多文化国際シンポジウム開催	150	0	75	0	75	大邱教大
結婚移民女性里親結縁事業推進	110	0	33	77	0	
農村結婚移民女性農業人家族キャンプ	40	0	40	0	0	
多文化家族触れ合いの場開催	50	0	50	0	0	
多文化家族支援センター運営	910	637	137	136	0	
多文化家族支援実務推進協議会運営	10	0	10	0	0	

(慶尚北道資料)

[2009 慶尚北道多文化家族支援センター現況]

	市郡	指定機関名	指定日 (再指定)	最初指定日
1	浦項市 (直営)	浦項市女性文化会館	2009.1.1	2007.2.25
2	慶州市 (直営)	慶州市平生学習文化センター	2009.1.1	2008.2.14
3	金泉市	社会福祉法人大韓仏教曹溪宗社会福祉財団	2009.1.1	2008.2.15
4	安東市	カトリック安東教区社会福祉会	2009.1.1	2007.12.26
5	亀尾市 (拠点センター <sup>23</sup> )	(社)美しい家庭づくり	2009.1.1	2006.3.27
6	栄州市	栄州市可興総合社会福祉館	2009.1.1	2008.4.1
7	永川市	成徳大学	2009.1.28	2009 新規
8	尚州市	尚州協会	2009.1.1	2008.1.30
9	聞慶市	聞慶大学	2009.1.5 直営→委託	2007.4.17
10	慶山市 (直営)	慶山市女性会館	2009.1.1	2008.3.11
11	醴泉郡	カトリック安東教区社会福祉会	2009.1.5 直営→委託	2006.7.10
12	義城郡	カトリック安東教区社会福祉会	2009.1.22	2009 新規

<sup>23</sup> 拠点センター：訪問教育指導者の養成・管理、新規多文化家族支援センターなどのために、保健福祉家族部から圏域別に指定・管理する施設（全国に5ヶ所）



13	蔚珍郡（直営）	蔚珍郡総合福祉会館	2009.1.19	2009 新規
----	---------	-----------	-----------	---------

2006：亀尾、醴泉（2ヶ所）

2007：浦項、亀尾、聞慶、醴泉（4ヶ所）

2008：浦項、慶州、金泉、安東、亀尾、榮州、尚州、聞慶、慶山、醴泉（10ヶ所）

## 第5章 多文化家族支援センター等の事業

多文化家族支援センターは、2009年現在全国に100ヶ所設置されており、地方自治体の多文化政策の実行機関として、韓国語教育や韓国文化理解、相談業務などのほかに、それぞれの地域の現状にあわせた多文化プログラムを実施している。

その中から、全国的にも先進的な取組みで評価を受けている3つのセンターについて、簡単に概要を紹介する。

### 第1節 達西区多文化家族支援センター（大邱広域市）

達西区多文化家族支援センターは、大邱広域市達西区の啓明大学のキャンパス内に位置し、現在5名の常勤職員と438名のメンバー（ボランティア）で運営され、多文化家族支援事業、訪問教育事業、通訳・翻訳支援事業等を行っている。

多文化家庭のための韓国語教育・韓国社会教育・家族教育・相談・文化プログラムなどのサービスを提供し、多文化家庭が安定した家族生活が出来るように支援することで、地域共同体が多文化を受け入れるムードを作り、社会統合につなげていくことを目的としている。

2006年4月に達西区が支援する結婚移民家族支援事業がスタートし、2007年に達西区の「結婚移民者家族支援センター」として選定された。2008年9月には多文化家族支援法の施行により「多文化家族支援センター」に名称を変更し、2008年12月には全国多文化家族支援センターの評価により、優秀賞（保健福祉家族部長官賞）を受賞した。

#### 1. センターの現況

〔センター名〕	達西区多文化家族支援センター
〔受託機関名〕	啓明大学
〔開設日〕	2007年4月4日
〔設置場所〕	啓明大学構内
〔設立目的〕	

多文化家庭に向けた家族教育、相談、文化プログラムなど統合サービスを提供することで多文化家庭の安定的な家族生活を支援する。

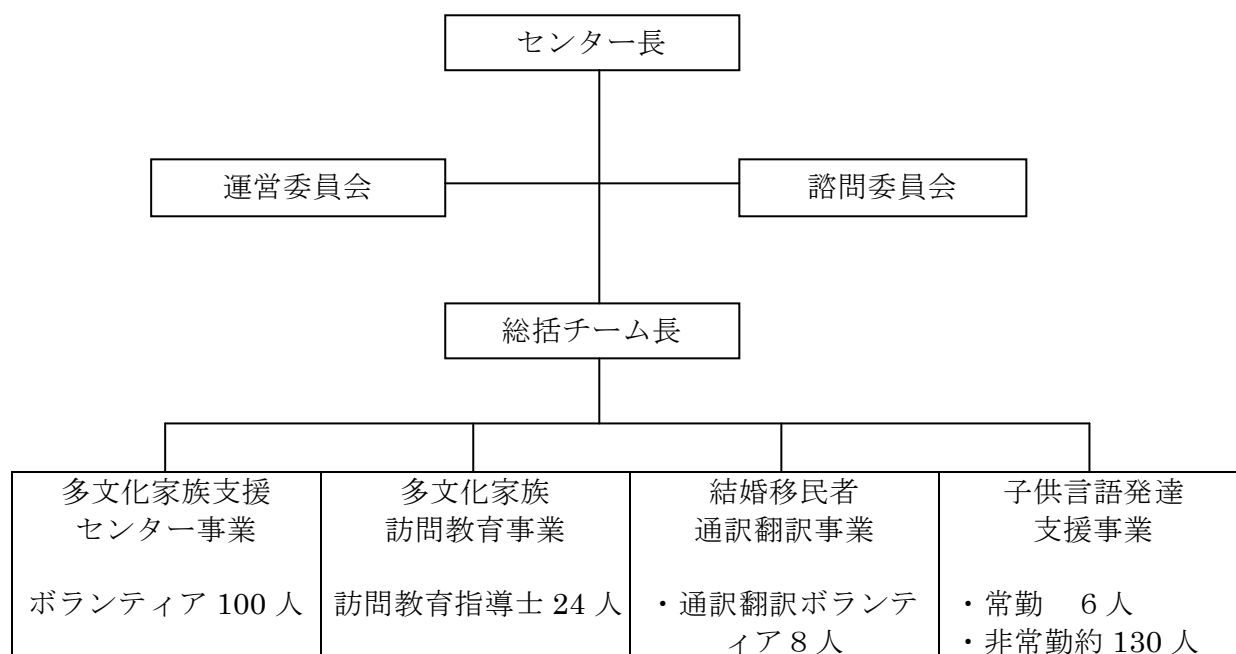
地域コミュニティが多文化を受け入れる雰囲気づくり及び社会統合の雰囲気づくりを促すことで健やかな多文化社会による国の発展に寄与する。

#### 2. 団体の年革

2006.4	達西区支援結婚移民者家族支援事業開始
2006.4～	結婚移民者家族支援事業及び訪問教育事業の実施
2007.2	達西区結婚移民者家族支援センターに選定
2007.4.4	達西区結婚移民者家族支援センター開設
2008.1	達西区結婚移民者家族支援センターに再選定
2008.9	多文化家族支援法の施行によりセンター名変更 (達西区多文化家族支援センターに変更)

- 2008.11 結婚移民女性韓国語優秀事例を発表  
(全国多文化支援ネットワーク大会)
- 2008.12 全国多文化家族支援センター評価結果優秀賞受賞  
(保健福祉家族部長官賞)
- 2009.6 結婚移民者就職・創業教育マニュアル開発参加

### 3. 組織及び人材



### 4. 利用者の現況

<表 23 達西区多文化家族支援センター利用現況>

出身国	登録人員	居住人員	出身国	登録人員	居住人員
中国	210人	685人	中央アジア	13人	16人
ベトナム	171人	300人	モンゴル	4人	7人
フィリピン	43人	40人	ロシア	4人	4人
日本	23人	28人	その他	19人	91人
タイ	17人	10人	合計	504人	1,194人

※表中、居住人員より登録人員が多いのは、センターのアプローチ性が優れているため、他の区域からも利用する人がいるためだと考えられる。

### 5. 推進事業

#### (1) 多文化家族支援センター事業

- ①韓国語教育・・・レベル毎に6つのクラスを運営
- ②多文化理解教育・・・文化体験、生活情報の提供など
- ③家族統合教育・・・両親、夫婦、義理の親教育など

- ④相談・・・心理的情緒支援など
- ⑤就職・創業教育・・・職業探し、外国人講師等の養成など
- ⑥多文化サポーターズ（公共勤労事業）・・・言語、法律通翻訳、生活情報サービスなど
- ⑦情緒支援事業・・・自発的な集まり、芸術活動支援など
- ⑧多文化認識改善事業・・・地域住民の理解認識作り、多文化祭りなど

(2) 訪問教育事業

内容：育児やセンターまでの距離の問題でセンターを利用できない家庭のために専門的な人材を派遣

分野：韓国語教育サービス、子育て支援サービス

期間：週2回2時間ずつ 20週間（5ヶ月）

指導者の養成及び管理：養成教育：計 50 時間、補習教育：計 20 時間（年2回）

ワークショップ：計 24 時間（月1回各2時間）

事例発表及びスーパービジョン：月1回

指導者会議：毎週

2008年結婚移民者家族訪問教育の第1次サービスが3月10日から7月27日まで5ヶ月間実施された。この結果、韓国語教育サービス利用者は、韓国語の基本的な「読む、書く、話す、聞く」の教育を主に利用しており、これは、結婚移民女性個人の生活条件と韓国語水準に合わせた教育を受けることによって、韓国語能力向上の役に立っているとセンターでは評価している。また、子育て支援サービスの利用者は、子供の学習と学校生活指導、健康・栄養指導、韓国生活文化指導、家族相談、多文化強化教育など、家庭生活に必要な様々な情報と体験を利用しており、モニタリングの結果では、韓国生活に適応する際の役に立っており、指導士との信頼関係を通じて心理的な安定感を得たという結果が表れた。

<表 24 2008年結婚移民者家族訪問教育実績（3月10日～7月27日、5ヶ月）>

	支援対象家庭数	総訪問回数	サービス回数
韓国語教育サービス	53	1,623	4,780
子育て支援サービス	87	2,975	11,579
合計	140	4,598	16,359

(3) 通訳翻訳サービス事業

結婚移民者と多文化家族のコミュニケーション支援・・・入国初期の相談、行政機関等利用のための通訳翻訳サービスなど

(4) 子供言語発達支援事業（3歳～9歳対象）

言語発達判断（言語治療士）及び教育支援

## 6. センターの長所と短所

### (1) 長所

- ・教育機関（大学）であることの長所を活かした体系的な教育システム
- ・豊富な人材（大学生等）
- ・快適かつ安定的な環境（大学内にあるため（舅姑にとっても）イメージが良い。）
- ・結婚移民者の長所を活用した主体的支援

### (2) 短所

- ・福祉分野の直接的な支援が不足
- ・ケースワーカーによる家庭管理の限界
- ・人手不足

## 第2節 亀尾市多文化家族支援センター（慶尚北道 亀尾市）

社団法人美しい家庭づくりが、2006年4月に女性家族部委託により結婚移民者家族センターの指定を受け、結婚移民者やその家族260名を対象に、韓国語教室、多文化社会理解教育、家族教育、相談、就業・開業支援など総合支援プログラムを運営している。2007年には結婚移民家族支援センター特別事業部門で優秀賞を受賞。

このセンターの特色ある事業として、2006年2月から亀尾市民61名の出資金によりセンターの1階でパン屋（名称：美しいベーカリー）を運営し、結婚移民者たち自らがパンを製造販売している。この店は、パンの製造が第一の目的ではなく、「（結婚移民者等の）雇用を創出する」目的で運営されており、ここでの収益金は全て地域社会の弱者階層のために還元され、就業弱者の雇用創出に寄与している。さらに、市民や多文化家族がアジアのさまざまな文化や言語を自発的にそして自由に学べるように、アジア7カ国の図書と伝統楽器を置いて「多文化ブックカフェ」を運営し、多文化家族等が集まって交流する機会を提供している。

また、2009年3月から政府のモデル事業として「社会総合教育履修制」が実施されている。帰化を希望する者が、韓国文化・制度など法務部長官が認定する所定の教育課程を履修した場合、国籍取得に際しての便宜（国籍取得試験免除、国籍取得待機期間の短縮・面接試験への反映など）を受けられることができる。2009年6月現在、このセンターでは、中国を始めとして、ベトナム、フィリピン出身など27名の申請者がこの教育を受講している。

## 1. センターの現況

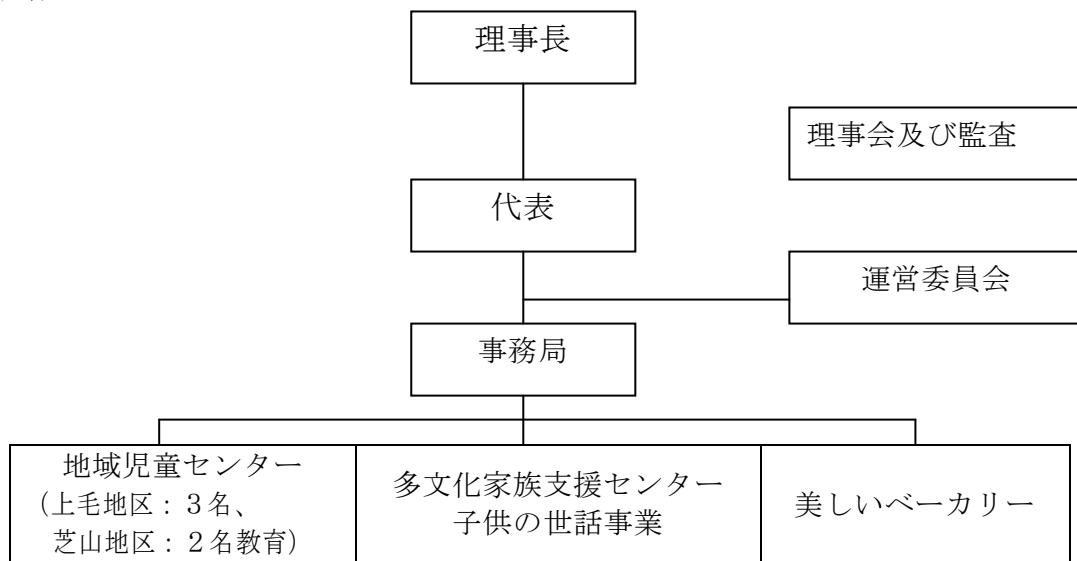
〔センター名〕	亀尾市多文化家族支援センター
〔受託機関名〕	（社）美しい家庭づくり
〔センター開設日〕	2005年7月
〔設立目的〕	1. 健康で美しい家庭のための社会的な環境及び文化助成

- 2. 家庭崩壊防止と予防のための相談活動、両性（男女）平等教育実施
- 3. 家庭の子女の健康で安定した成長のための事業

## 2. 沿革

- 1997.8 亀尾経実連<sup>24</sup>の委託事業として農村地域の子女・低所得家庭支援事業実施
- 2004.10 「美しい家庭作り」非営利民間団体として登録
- 2005.7 亀尾市結婚者家族支援センター開所
- 2005.9 亀尾市結婚移民者家族支援センターとして登録
- 2006.2 全国最初の市民出資社会的企業「美しいベーカリー」を設立
- 2006.6 女性家族部委託結婚移民者家族支援センターに指定
- 2007.12 2007年結婚移民者家族支援センター特化事業部分優秀賞受賞
- 2008.1 第3拠点<sup>25</sup>結婚移民者家族支援センターに指定
- 2008.2 慶尚北道訪問教育指導者養成教育実施

## 3. 組織



## 4. 事業

### (1) 多文化家族支援センター運営事業

韓国語教育（集合）、多文化社会理解教育、家族教育、相談、就業、創業支援総合支援プログラム運営

〔対象〕 260名（結婚移住女性及びその家族）

〔事業費〕 70,000千ウォン（国費70%、道費15%、市費15%）

<sup>24</sup> 経済正義実践市民連合(略称経実連)は 1989年度に設立されて、韓国社会の経済正義と社会正義を実現するための平和的の市民運動を展開することによって、民主福祉社会の基礎を作るために貢献することを目的にしている。

<sup>25</sup> 全国に5つある拠点センター（注釈18参照）のうちの一つ

(2) 多文化家族支援センター訪問教育事業

多文化家族韓国語教育、多文化家族児童養育支援、妊娠出産指導サービス  
指導士1名で4家族を訪問、週2回4時間

〔計画人員〕 結婚移住女性 208名

〔講師〕 亀尾 23名、郡 3名（韓国語指導士 16名、児童養育指導士 10名）

〔事業費〕 233,200千ウォン（国費 70%、道費 15%、市費 15%）

(3) 韓国文化理解教育

- ・社会教育・・・参加 100名
- ・歴史探訪・・・参加 100名
- ・礼節教育・・・参加 50名

(4) 配偶者教育

- ・妻の国理解教育（ベトナム、カンボジア、モンゴル、フィリピン、タイ）
- ・コミュニケーション教育、夫婦の性教育、夫婦間のコミュニケーション教育
- ・多文化映画鑑賞、経済教育（貯蓄と正しい消費生活）
- ・お父さんと共に行う二重言語教育

〔対象〕 2008年 293名

(5) 乳幼児教育支援事業（二重言語教育）

母子で遊びながら学ぶ（子供の成長・母親の国への認識教育、親子としてのスキンシップなど）

〔対象者〕 亀尾市居住の結婚移民者 15名／子女 15名

(6) 職業教育と就・創業教育

- ・インターネット活用教育・・・20名受講
- ・運転免許教室・・・24名受講 → 5名中2名韓国での運転免許合格
- ・看護補助士教育・・・3名受講 → 国家試験受験
- ・多文化講師教育・・・14名受講
- ・ネイティブ講師（英語、他言語講師）教育・・・5名受講  
→ 保健施設への英語教師派遣2名、児童センターで英語教育実施8名
- ・美しいベーカリー・・・2名就職

(7) 多文化認識改善事業・・・公演等を通して社会活動をし、多文化理解を広める。

- ・「美しい人形劇団」多文化演劇公演（乳児から中学生の児童対象）
- ・「多文化調和女性合唱団」公演

### (8) 相談事業

言語の問題や文化的な違いによって起こる数々の悩み相談に対して、解決できるようサポートする。

- ・夫婦関係、親子関係、子供の養育、教育・勉強関係、家庭・性暴力、性相談など

### (9) ブックカフェ『タボリ<sup>26</sup>』運営

アジア7カ国の図書、伝統楽器を置いて、誰もが自由に利用できるスペースを設置。結婚移民者女性は、母国の雰囲気を感じることができ、心が慰められたり、子供たちは母親の国の言語や文化を学ぶことができる。また、韓国人にとっても、多文化社会を気軽に身近に感じることができる空間として利用されている。

### (10) 社会統合教育履修制

国籍取得を希望する者に対して、韓国国民として必要な基本的な素養や文化・制度などを教育することで、国籍の早期取得を支援する。

[制度概要]

実施日：2009年3月17日から

予 算：10,000千ウォン（国費100%）

対 象：国籍取得を希望する全ての外国人、一般市民・関係公務員

内 容：帰化申請者が韓国語文化・制度など法務部長官が認定する所定の教育課程を履修する場合、国籍取得などの便宜を受けることができる制度。教育課程は、言語、多文化社会理解で構成されており、申請者の基本素養能力により教育科目の免除・減免などがある。

便 宜：国籍取得試験免除

国籍取得待機期間の短縮、面接試験の反映など

<表 25 社会統合教育申請者 資格別国籍別教育登録者数>

	計	ベトナム	中国	フィリピン	タイ	その他 (モンゴル、 パキスタン)
結婚移民者	20	6	9	1	2	2
その他資格	7		5			2
計	27	6	14	1	2	4

## 第3節 城東外国人労働者センター（ソウル特別市 城東区）

このセンターは、ソウル特別市が支援する7つの外国人支援センター<sup>27</sup>のうちの1つで

<sup>26</sup> 韓国語の「다 보다」（全て見る）を名詞化して作った言葉である。

<sup>27</sup> ソウル市が支援する7つの外国人支援センター：城東外国人勤労者センター、ソウルグローバルセンター、衿川外国人勤労者センター、恩平外国人勤労者センター、江西外国人勤労者センター、陽川外国人勤労者センター、城北外国人勤労者センター



ある。

城東区は 1998 年から外国人労働者問題に取り組み始め、2001 年 12 月には、「城東外国人労働者センター」を設立し、民間の社団法人世界善隣会に委託・運営を行っている。城東区は、2002 年 3 月 24 日に「外国人労働者総合対策」を策定し、基礎自治体として外国人労働者支援における法的・制度的な基盤を構築する模範的な事例となった。

センターでは、外国人労働者等に対し、韓国語教室、パソコン教室等を行う教育事業、ボランティアや地域住民等と一緒に各種イベントを行う文化事業、賃金未払・労務災害・医療・在留問題及び人権・法律問題の援助や外国人労働者制度及び生活情報を提供する相談事業、無料診察・健康検診等の医療事業等を実地している。

なお、本センターは、労働者センターという名称がついているが、利用対象者は勤労者に限らず、結婚移民者等、韓国在住の外国人全てを対象としている。

## 1. センターの現況

〔センター名〕 城東外国人労働者センター

〔受託機関名〕 (社) 世界善隣会

〔センター開設日〕 2001 年 12 月 14 日

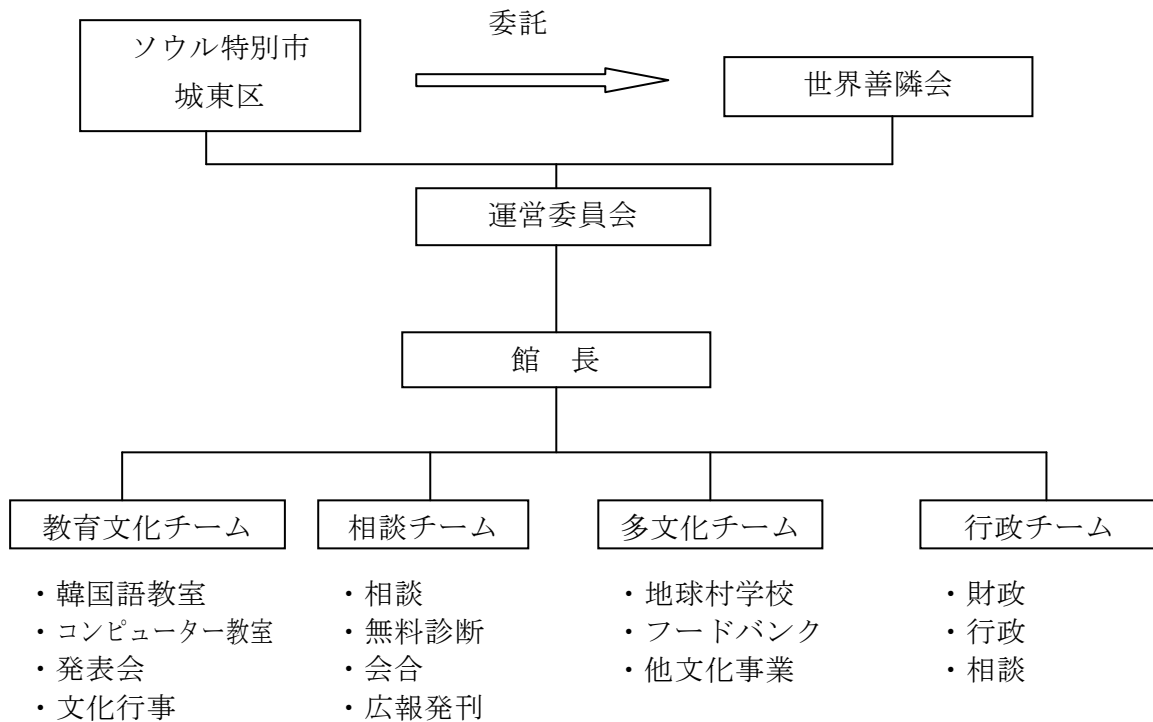
〔設立目的〕

外国人労働者の権益を保護し、韓国文化を理解するチャンスを提供、他国での生活において生じる問題点を解決し、韓国に対するよいイメージを広めるため「城東勤労者センター」を設置する。

## 2. センターの年革

- ・ 1998～ 城東区外国人労働者福祉事業の実施
- ・ 2003.3 世界善隣会「国内外国人労働者福祉事業の決議」
- ・ 2001.10 「城東区外国人労働者センターの設置及び運営条例」の制定
- ・ 2001.6 センター建物買入れ（地上 4 階、地下 1 階、約 35 坪）
- ・ 2001.12 世界善隣会委託運営契約の締結及び城東外国人労働者センターのオープン

### 3. 組織図



### 4. 事業

#### (1) 教育・文化事業

- ・韓国語、コンピューター教室・・・2学期制で教室を開講  
韓国語 250人～300人、コンピューター90人～120人が登録  
特別授業として、ソウル周辺の文化探訪、学期末発表会の開催（ダンス、演劇など）
- ・ボランティア教師の教育・・・ボランティア活動の重要性とプライドを高め、持続的な関心を誘導する。ボランティア教師奨励表彰実施
- ・文化事業・・・楽器演奏、陶磁器作り、ハイキング、運動会、文化祭、合同結婚式などの開催

#### (2) 相談事業（賃金問題、労災、雇用許可制関係など）

賃金の未払い、医療、労災、出入国、賃貸借、暴力、事業場の変更、保険詐欺、インターネット、国際結婚の相談など

#### (3) 医療事業

- ・無料診察・・・毎月2・4週間目の日曜日午後2時～5時（歯科診察もあり）
- ・健康診断・・・年に1回実施（血圧、血糖、尿、血液、心電図、レントゲンなど）
- ・医療控除事業・・・医療保険証（(社)韓国移住労働者健康協会会員カード）の発行  
健康保険非適用者に最小限のセーフティネットを提供（協力病院での診察、手術費用支援、出産費用の定額支援）

(4) 地域福祉事業

- ・放課後学習（地球村学校）・・・学校生活の相談、討論、韓国語・数学など教科学習など
- ・フードバンク・・・子供たちへの昼食の提供など

(5) 多文化事業

- ・地球村学校・・・キャンプ、韓国文化体験、多文化教育など

(6) アジアネットワーク事業（アジアフレンドシップ）

- ・アジア国際青年会合・・・勉強会、技術・経営教育、ボランティア活動、文化探訪
- ・専門教育・・・コンピューター組立技術教育

(7) その他

- ・コンピューター室の開放
- ・調査研究・・・漢陽大学第3セクター研究所との共同研究  
「韓国内外国人労働者のための政府及び非政府機関のサービスプログラムに対する調査、代案的な運営モデルについての研究」（2005年3月発行）
- ・広報・発行事業・・・機関紙「モザイク」の発行、ホームページの製作管理、年間報告書の発行

おわりに

韓国の多文化政策の取り組みと題して、多文化社会の現状、政府及び地方自治体の取り組み、多文化家族支援センター等の事業について紹介したが、現在の韓国の外国人政策が、結婚移民者を含む多文化家族支援対策に重点が置かれているのは明らかである。

それまで韓国の外国人政策は、労働者の受入れ政策が中心で、単純技能労働者の受け入れ問題については、2004年8月に雇用許可制が施行され、合法的に受け入れることで政策の転換を図ったわけだが、その後も、外国人対策は外国人の出入国と管理に重きが置かれていた。しかし、近年、急増する国際結婚によって結婚移民者が急増し、その結果外国人の多様化が進み、新たな外国人政策の必要性が生じた。

第1章の外国人の現況についての説明から明らかなおとおり、韓国に在留している外国人の過半数は労働者であり、結婚移民者及び婚姻帰化者その子女等を含む多文化家族は、外国人全体の1/4程度に過ぎない。しかし、結婚移民者が外国人労働者と大きく異なるのは、定住を前提としている点である。外国人労働者の大部分は、外国人として韓国に在留し、数年経てばいずれ自分たちの国に戻るが、結婚移民者の多くは、韓国人男性と結婚して子供を生み韓国に定住する。つまり、彼ら結婚移民者は外国人として入国するが、将来は韓国人として韓国社会の一員となる人々である。

しかし、結婚移民者は、定住する上で様々な問題を抱え、韓国の社会問題にまで発展する事件が起こっている。特に、ショッキングな事件としてマスコミでも取り上げられたのは、ベトナム新婦の自殺(2007.4、2008.2)や家庭暴力による他殺(2007.7)などである。経済的に豊かになった韓国にコリアン・ドリームを求めてやってきた若い新婦がその被害者である。韓国政府は、このような事件をはじめとして、結婚移民者が抱える問題に対して、このまま対策も無しに放置することは、韓国の国際社会での影響や将来の韓国社会にとって、決してプラスにならないという認識の下、韓国の外国人政策は、国際結婚を中心とした多文化家族を中心に発展していくこととなる。

ただ、ここで一つ断っておくが、このような悲惨な事件はあくまでも極端な事例であり、一部報道で大きく取り上げられたために全ての結婚移民者が不幸になっているという認識を与えがちである。韓国地方行政研究院の「地方自治体の結婚移民者支援政策改善方案208.12」によるアンケート調査結果によると、結婚移民者の多くは韓国に嫁いで来てほぼ満足している(「とても満足」、「満足」あわせて46.5%、「普通」40.4%、389人の回答より)という調査結果がある。また、夫の家族との葛藤についても、存在すると答えた人が30%で、夫の暴力があったと答えたのは8.5%である。この程度の割合は、通常の韓国人の結婚生活においても現れる結果で、特別なものではないと言及している。

韓国政府は2006年5月、外国人政策委員会で採択した外国人政策基本方向において、「多文化主義」を理念とした外国人政策に大転換を図っていくわけだが、宣元錫氏(2007)は、ここで2つの戦略が読み取れると述べている。ひとつは、グローバル化が進む中で実際に外国人が増え、その類型も専門家から低熟練労働者、また結婚移民者にいたるまで多様化し、定住化が進んでいる現状について、その事実を認めその対策を講じるという、いわば

現実的な「現状打破戦略」である。韓国は経済的に海外貿易に依存しており、FTA・EPAなど外国との経済連携が進む昨今の情勢を勘案すると、外国人の人権問題はけっしてプラスになるものではないと考えられる。

もうひとつは「未来戦略」である。2005年に1.08という世界最低レベルの合計特殊出生率を記録し、急速な勢いで少子高齢化が進む韓国では、将来の産業人口を確保するために、外国人政策は将来の社会存立に重大な意味を持つ。結婚移民者やその子供たちは、産業労働人口の担い手になるだけでなく、国際社会に向けて将来の優秀な人材として韓国社会での活躍が期待がされる。多文化家族の子供については能力開発事業も行われ、二重言語能力を伸ばす事業を実施する自治体もある。すなわち外国人統合政策は、このような現在の問題を解決するための処方箋になるとともに、優秀な外国人の人材を韓国に呼び込み、活用していくことで経済的な競争力を強化し、国家発展に資するという意図が読み取れる。また、現在は表立った問題にはなっていないが、外国人の増加が将来的に社会の存立基盤を揺るがしかねない問題（フランスの移民者デモのような問題）に発展する可能性を秘めていることについて、事前に社会的不安要素を除去しようという意味での「未来戦略」でもある、ということである。

このように韓国の多文化政策は、少子高齢化という社会基盤の中で、合法的に外国人労働者を受け入れる雇用許可制を実施し、外国から定住を前提とする結婚移民者が増える中で、人権保障と多文化主義をモットーとする「統合政策」へ外国人政策の大転換を行っていったのである。

しかし、韓国における多文化政策はまだ始まったばかりである。政策の評価、事業の成果が現れて来るのはこれからである。今後、韓国における多文化主義統合政策がどのような成果をあげていくのか注目するとともに、政府の政策を実行する全国の多文化家族支援センターを足がかりに、今後さらに充実した事業が実施されていくことを期待したいと思う。

## 【参 考】

## ≪外国人住民現況統計 自治体別資格別現況≫

(2009年5月1日基準、単位：人)

区分	住民登録人口	人口対比 (%)	外国人住民数		韓国国籍をもっていない者						韓国国籍取得者			外国人住民子女			外国人住民 世帯数	
			計	比率 (%)	小計	外国人 勤労者	結婚 移民者	留学生	在外 同胞	その他	小計	婚姻 帰化	その他 事由	小計	外国人 両親	外-韓国人 両親		韓国人 両親
合計	49,593,665	2.2	1,106,884	100	925,470	575,657	125,673	77,322	43,703	103,115	73,725	41,417	32,308	107,689	4,205	88,485	14,999	186,566
ソウル	10,218,707	3.3	334,910	30.3	290,876	170,385	30,019	21,747	24,092	44,633	27,262	9,256	18,006	16,772	1,875	12,664	2,233	49,121
釜山	3,555,949	1.2	40,913	3.7	33,446	15,583	5,597	5,819	1,311	5,136	2,376	1,929	447	5,091	38	4,253	800	7,750
大邱	2,491,901	1.0	25,424	2.3	20,390	10,211	3,792	3,040	782	2,565	1,378	1,173	205	3,656	79	3,083	494	5,297
仁川	2,693,722	2.3	61,522	5.6	50,348	32,758	7,360	1,901	1,542	6,787	4,512	3,126	1,386	6,662	435	4,946	1,281	11,470
光州	1,425,334	1.1	15,659	1.4	12,334	5,282	2,479	2,963	366	1,244	905	788	117	2,420	27	2,070	323	3,305
大田	1,481,512	1.3	18,834	1.7	15,368	4,342	2,824	4,957	927	2,318	1,025	799	226	2,441	21	2,001	419	3,767
蔚山	1,112,664	1.7	18,914	1.7	15,480	10,635	2,356	336	153	2,000	945	594	351	2,489	26	1,901	562	3,921
京畿	11,335,127	2.9	323,964	29.3	276,762	205,239	32,444	6,867	10,625	21,587	21,554	12,316	9,238	25,648	1,348	19,891	4,409	51,150
江原	1,508,734	1.3	18,908	1.7	13,466	5,442	3,024	2,755	579	1,666	1,425	1,164	261	4,017	49	3,604	364	4,394
忠北	1,521,092	1.9	28,311	2.6	23,295	13,745	3,897	3,541	461	1,651	1,268	1,030	238	3,748	33	3,253	462	4,778
忠南	2,020,985	2.3	45,920	4.1	36,860	22,076	5,953	5,788	581	2,462	2,661	2,050	611	6,399	131	5,658	610	8,206
全北	1,853,801	1.5	27,223	2.5	19,956	7,597	5,147	4,714	508	1,990	1,793	1,596	197	5,474	31	4,831	612	6,590
全南	1,915,819	1.6	30,309	2.7	21,239	11,066	5,661	2,780	265	1,467	1,791	1,629	162	7,279	15	6,675	589	7,241
慶北	2,669,512	1.7	44,831	4.1	36,597	20,660	6,452	6,840	695	1,950	1,881	1,605	276	6,353	35	5,668	650	8,109
慶南	3,227,973	2.0	64,298	5.8	53,699	38,034	7,568	2,477	577	5,043	2,539	2,018	521	8,060	57	7,007	996	9,957
済州	560,833	1.2	6,944	0.6	5,354	2,602	1,100	797	239	616	410	344	66	1,180	5	980	195	1,510

※ 外国人住民子女及び世帯数は、「結婚移民者」と「韓国国籍取得者」の子女及び世帯数である。

－外国人住民子女のうち、「韓国人の両親」は韓国人の両親の間から出生するか夫または妻が「離婚後外国人と再婚」した家庭の子女

《外国人住民現況統計 国籍別》

(2009年5月1日基準、単位：人)

区分	合計	東北アジア						東南アジア						南部 アジア	中央 アジア	アメリカ	ロシア	その他
		小計	中国	中国 (朝鮮族)	台湾	日本	モンゴル	小計	ベトナム	フィリピン	タイ	インド ネシア	その他					
合計	1,106,884	697,857	181,158	443,836	23,447	26,524	22,892	235,077	107,969	53,965	30,760	27,663	14,720	43,296	20,265	59,870	6,545	43,974
韓国国籍 未取得者	925,470	569,259	124,819	382,700	21,817	18,994	20,929	190,616	83,215	39,245	28,998	27,057	12,101	41,668	18,408	58,851	5,594	41,074
外国人 勤労者	575,657	361,770	25,234	321,847	96	1,317	13,276	140,007	50,244	30,674	26,011	25,817	7,261	32,810	14,002	11,939	2,598	12,531
結婚移民者	125,673	76,553	33,457	35,386	351	5,050	2,309	40,380	28,817	6,117	2,092	402	2,952	1,762	1,908	1,575	947	2,548
留学生	77,322	65,577	56,433	3,849	348	1,819	3,128	4,918	2,850	373	258	401	1,036	1,902	1,162	1,080	431	2,252
在外同胞	43,703	3,272	-	2,845	31	396	-	78	-	5	3	53	17	1	67	28,602	74	11,609
その他	103,115	62,087	9,695	18,773	20,991	10,412	2,216	5,233	1,304	2,076	634	384	835	5,193	1,269	15,655	1,544	12,134
韓国国籍 取得者	73,725	64,708	20,407	42,467	860	692	282	6,914	2,263	4,033	199	107	312	398	253	336	215	901
婚姻帰化者	41,417	34,283	15,241	18,368	166	314	194	6,037	1,962	3,682	150	79	164	322	218	48	92	417
その他事由 取得者	32,308	30,425	5,166	24,099	694	378	88	877	301	351	49	28	148	76	35	288	123	484
外国人住民 子女	107,689	63,890	35,932	18,669	770	6,838	1,681	37,547	22,491	10,687	1,563	499	2,307	1,230	1,604	683	736	1,999
外国人夫婦	4,205	3,713	2,300	1,257	40	87	29	277	141	111	17	3	5	59	12	40	16	88
外国人-韓国人 夫婦	88,485	51,059	28,500	13,945	686	6,582	1,346	32,501	19,178	9,714	1,287	404	1,918	767	1,337	576	546	1,699
韓国人夫婦	14,999	9,118	5,132	3,467	44	169	306	4,769	3,172	862	259	92	384	404	255	67	174	212

〔引用・参考文献〕

- 法務部 HP <http://www.moj.go.kr/>  
行政安全部 HP <http://www.mopas.go.kr/>  
保健福祉家族部 HP <http://www.mw.go.kr/>  
女性部 HP <http://www.moge.go.kr/>  
労働部 HP <http://www.molab.go.kr/>  
教育科学技術部 HP <http://www.mest.go.kr/>  
文化体育観光部 HP <http://www.mcst.go.kr/>  
農林水産食品部 HP <http://www.mifaff.go.kr/>  
統計庁 HP <http://www.nso.go.kr/>  
行政安全部地方行政研修院 <http://www.logodi.go.kr/>  
韓国地方行政研究院 「地方自治体の結婚移民者支援政策改善方案」 (2008.12)  
全国多文化家族事業支援団 <http://mfsc.familynet.or.kr/>  
慶尚北道「2009年度慶尚北道多文化家族支援総合対策 多文化家族幸せプロジェクト」  
安山市外国人住民センターセンター金昌模所長資料  
仁川広域市「仁川多文化フォーラム-仁川市の他文化政策と発展方向」 (2009.5.26)  
達西区多文化家族支援センター資料  
亀尾市多文化家族支援センター資料  
城東外国人労働者支援センター資料  
山脇啓造：「韓国における外国人政策の転換について」JIAM 誌上講義 (2008)  
「イタリア、韓国における外国人政策に関する調査報告書」外務省領事局外国人課 (2007.11)  
白井京：「韓国の外国人労働者政策と関連法制」『外国の立法』 No.231 (2007.2)  
「在韓外国人処遇基本法－外国人の社会統合と多文化共生－」『外国の立法』  
No.235 (2008.3)  
「韓国の多文化家族支援法－外国人統合政策の一環として－」『外国の立法』  
No.238 (2008.12)  
宣元錫：「韓国の移住外国人と外国人政策の新展開」『情報化・サービス化と外国人労働者に関する研究 Discussion Paper』 No.7 (2007.4)  
田淵知子：「多文化家族－増加する女性結婚移民者の地域社会適応支援－ (特集韓国をめぐる諸問題への取組み)」『自治体国際化フォーラム』 No.224 (2008.6)  
自治体国際化協会ソウル事務所 「2009日韓地方行政フォーラム」資料 (2009.8.6)

【執筆者】

財団法人自治体国際化協会ソウル事務所 所長補佐 山元真弓